

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和2年3月6日（第2日目）

議 長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

ただいまから令和2年平泉町議会定例会3月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

これより本日の日程に入ります。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告5番、升沢博子議員、登壇、質問願います。

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

おはようございます。

通告5番、升沢博子でございます。

新型コロナウイルス感染の増加ということで、今現在、日本中が先の見えない不安におびえている状態になっております。町民の健康を守る対策に日夜努力されている保健センターはじめ当局の皆様には感謝申し上げます。

ただ、気になりますのが、感染への不安から根拠のないうわさに惑わされる人心の不安定さに危機感を感じております。こういうときだからこそ冷静な対応が望まれるところです。当局といたしましては、確かな情報の発信と対応をお願いいたします。

さて、さきに通告しておりました2点について質問いたします。

女性活躍推進法は、少子高齢化の進行で生産年齢人口の減少の中、女性の就業希望者の増加と

優秀な人材の確保が我が国最大の潜在力になり、経済成長につながると、平成28年4月に施行されました。それは平成27年策定の第4次男女共同参画基本計画を基に女性活躍のための重点方針が示されています。1つ目は、女性活躍に資する働き方改革の推進。2つ目、男性の暮らし方、意識の改革、家事、育児などへの参画促進。3番目はあらゆる分野における女性の参画拡大、人材育成。

ところが、地方は人口減少が進み、それは若者、特に20代から30代の若い女性の都市部への移動が著しいことも原因と考えられています。当町における人口動態もそれを表しています。

国の方針を受けて、女性の労働力が期待されているところではありますが、平成30年度に岩手県が行った女性活躍推進に関するアンケート調査を見ますと、女性の働く環境は厳しく、課題も多いたるところでございます。そこで、当町の女性活躍推進のための施策について伺います。

1つ目、アンケートによりますと、行政に求められている施策のトップは子育て支援サービスの充実、2番めは介護サービスの充実であります。その取組について伺います。

2つ目は、推進目標達成企業への財政支援が求められていますが、その取組についてはどうでしょうか。

3番目、女性に対する起業支援の取組について伺います。

4番目、町内企業の一般事業主行動計画策定状況について伺います。

5番目、当町には魅力のある企業も多いわけですが。若者定着には推進に積極的な企業の取組の紹介など、企業と連携した施策が必要ではないでしょうか。また、Uターン、Iターン者への施策はどのようになっていますでしょうか。

次に、大きい2つ目の質問です。

SDGsへの取組について。

2015年に国連サミットで採択されたSDGsの取組は、「誰一人取り残さない」という理念を掲げた国連の持続可能な開発目標となっています。

そこで1つ目、自治体SDGsは持続可能なまちづくりと地域活性化、地方創生の取組として、国も支援をしているところではありますが、当町としての取組について伺います。また、令和3年度策定の総合計画の指針にもなり得ると考えますが、どうでしょうか。

2つ目、2030年までに達成すべき17のゴールがあります。4番目の教育においても、公正で質の高い教育を受ける権利と生涯にわたり学習できる機会を目標としております。当町では、新学習指導要領と連動して総合学習などでSDGsにどのように取り組んでいるのかお伺いします。

以上、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、升沢博子議員の質問にお答えをいたします。

「女性活躍推進のための行政施策について」のご質問でございます。

はじめに、アンケートによると行政に求められている施策のトップは子育て支援サービスの充実、2番は介護サービスの充実であるが、その取組について何うのご質問にお答えをいたします。

町では、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画の基本とし、「男女が共に輝く心豊かな社会の実現」を基本理念に、平泉町男女共同参画プランを策定しております。

計画目標では、男女がお互いを認め合い、共に支え合い、共に輝く町を目指して、「男女共同参画社会に向けた意識づくり」、「男女が互いに認め合うまちづくり」、「みんなで支え合うまちづくり」、「いきいきと働けるまちづくり」の4つの基本目標を掲げており、子育て支援サービスの充実としては、3歳以上であれば保育所も幼稚園も無料化しておりますが、3歳未満であっても第2子以降は軽減策が取られていますし、予防接種費用の助成制度なども行っております。

介護サービスの充実としては、自立した日常生活を送るための支援として、通所型及び訪問型のサービスを実施しております。百歳体操の普及などの各種介護予防事業など、基本目標達成のため事業を実施しているところであります。

次に、「推進目標達成企業への財政支援が求められているが、その取組はどうか」のご質問にお答えをいたします。

女性の活躍推進に取り組む事業主を応援するため、岩手県労働局で両立支援等助成金の制度があり、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」及び「数値目標の達成に向けた取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した事業主に支給する制度があります。受給できる事業主の要件としましては、雇用保険適用事業所の事業主であることなどがあります。

町独自の制度はありませんが、県の制度の周知を行い、平泉商工会とも連携を図りながら、さらなる女性活躍推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「女性に対する起業支援の取組について何う」のご質問にお答えをいたします。

少子高齢化によって生産年齢人口が縮小する昨今において、女性による起業は全国でも年々高まりを見せており、女性ならではの感性を生かした製品やサービスの創出等、当町においても地域経済の新たな担い手として大いに期待を寄せているところであります。

国では、2013年6月に閣議決定された日本再興戦略において、開業率10%台を目指すことを目標に掲げ、性別や年代を問わず起業を促進させる取組が展開されております。

当町につきましても、平泉商工会や金融機関等との創業支援ネットワーク会議による連携の下、経営に必要な知識を学ぶひらいずみ創業塾の開催、中小企業振興資金制度による低利な開業資金貸付のほか、空き店舗を活用したリフォーム経費や家賃の補助制度を実施するなど、創業者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施しております。

今後とも、新たなビジネスを創出する女性の力を最大限に引き出すため、補助事業や融資制度等を必要に応じて活用するとともに、構成機関による相談体制の充実を図りながら、創業していただくための支援を展開していきたいと考えております。

次に、「町内企業の一般事業主行動計画策定状況について何う」のご質問にお答えをいたします。

一般事業主行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

この行動計画は従業員が101人以上の事業にあっては策定が義務づけられており、都道府県労働局に届け出るようになっておりますが、100人以下の企業においては努力義務とされています。

また、行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定、「くるみん認定」を受けることができます。

平泉町内における一般事業主行動計画の届出企業は現在5社となっており、このうち100人以下の企業における策定は2社となっているところであります。

次に、「当町には魅力のある企業も多い。若者定着には推進に積極的な企業の取組紹介など、企業と連携した施策が必要では。またU・Iターン者への施策は」のご質問にお答えをいたします。

今月号の広報でも誘致企業の特集を行い、企業の紹介に取り組んでおりますが、今後も誘致企業に限らず、町内企業の周知を積極的に推進してまいります。

また、長島製作所では、小学生からのコンピュータプログラミング講座等を町とともに行うこととなっておりますので、これらにつきましても情報発信に努めてまいります。

さらに、今後は人手不足も予想されることから、U・Iターン者の情報収集を行い、企業とのマッチングを推進してまいります。

次に、「SDGsへの取組について」のご質問にお答えをいたします。

私からは、「自治体SDGsを持続可能なまちづくりと地域活性化、地方創生の取組として国も支援をしているが、当町としての取組について伺う、また、令和3年策定の総合計画の指針にもなり得ると考えるがどうか」のご質問にお答えをいたします。

2015年9月に国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標SDGs」は、社会、経済、環境面における先進国も途上国も含めた2016年から2030年までの国際社会共通の目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットなどから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを理念として掲げています。

日本では、2016年12月にSDGs実施指針が決定され、その中で、国として優先的に取り組むべき8つの優先課題と具体的施策を定めるとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において地方自治体におけるSDGsの取組推進が位置づけられました。誰一人として取り残さないというSDGsの理念は、国や自治体における施策の根幹をなすものと考えており、その意味では、SDGsの考え方が始まる以前から、既に同様の考え方で様々な取組を進めてきたと言えます。

本町では、世界文化遺産平泉の理念にも共通するものと考えております。今年度策定されまし

た国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」や県の「いわて県民計画」においても、改めてSDGsの取組が明記されておりますので、本町でも現在策定を進めております次期総合計画や、同じく来年度策定する予定の次期総合戦略におきまして、実施する施策等がSDGsの17の目標のどの部分につながっていくのかなどを明記することによって、SDGsの目標達成にもつなげてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

私からは、2番の「SDGsへの取組について」のご質問の（2）、「2030年までに達成すべき17のゴールがあり、教育においても「公正で質の高い教育を受ける権利と生涯にわたり学習できる機会」を目標としている。当町では新学習指導要領と連動して総合学習などでSDGsにどのように取り組んでいるのか伺う」のご質問にお答えします。

町立学校における取組の状況について説明いたします。

はじめに、ESD、持続可能な開発のための教育についてです。

ESDというのは英語でEducation for Sustainable Developmentであります。日本語では「持続可能な開発のための教育」と訳されております。

ESDはSDGsより13年早い2002年に国連で決議されており、日本ではユネスコスクールを中心に取組がなされてまいりました。

ESDの内容は、「現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動」であり、「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」とされていますので、学習指導要領の在り方にまさに直結するものと考えてよいわけであります。

SDGsの「ターゲット4.7」においては、「2030年までに、持続可能な開発と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民及び文化的多様性と文化が持続可能な開発にもたらす貢献の理解などの教育を通じて、全ての学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得するようにする」とされていることから、教育については、ESDは持続可能な社会の担い手づくりを通じて17全ての目標の達成に貢献するものですので、教育が全てのSDGsの基礎であり、全てのSDGsが教育に期待している、ESDをより一層推進することがSDGs達成に直接、間接につながっているとされています。

さて、当町の幼稚園や小中学校においては、これまで保育全体、生活科や総合的な学習の時間を中心に、それぞれの教育課程において、幼保小中系統的な「平泉学習」の実践を進めてきました。特に、今後ますます少子高齢化、人口減少が進むと予測される平泉において、「やすらぎと文化をおりなす千年のまちづくり」を掲げ、未来を担う子供たちの「幼保小中系統的な平泉学習」を、「過去に学び、今を見つめ、未来を考える学習」として、持続可能なまちづくりのため

の「全世代型平泉学」をどのように発展させていくかについて取り組んでおりますので、このことはまさにE S DやS D G sの理念に基づくものと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

最初の大きい1番目の質問でございます。女性活躍推進のための行政施策についてということですが、まず1つ目ですが、当町では現在も待機児童が解消しておらず、出産後、ゼロ歳児の受け入れができないために職場復帰ができないという例を聞いております。これは年度当初というよりは中途でということであるというように思っているわけなのですが、育児休業の延長などで対処しておりますが、これについてはどのような。何度も今までは聞いているところではあるのですけれども。対策をお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

待機児童の件でございますが、当町では今現在、待機児童はおりません。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

何年か前、昨年ちょっとそれを町民の方から言われたことがございました。

次に、一般事業主行動計画の届出企業が5社ということで答弁がありましたが、そしてまた認定を受けている企業が2社あるということですが、この2社について差し支えなければ教えてくださいませんか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

町長の答弁でも申し上げましたように、この認定というか届出に当たりましては、業務を行っているのは、県の労働局というところがその業務を担っているのですが、その情報から伺ったところです。ただ、その企業名というのは公表もされておりませんし、またその企業のお名前につきましてもお聞きをしたところですが、公表はできないというところでしたので、推察するより仕方がないかなというところで考えておりました。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

このたび誘致が決まった、当町に来年1月から誘致が決まった長島製作所については、現在は

一関にある企業ではありますが、昨年、子育てに優しい企業としてくるみん認定という、答弁の中にもありましたけれども、受けております。このくるみん認定について、どのような制度かお知らせ願えますでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

くるみんとは、仕事と子育ての両立支援について、一定の水準を満たした企業に対して厚生労働大臣が認定する制度となっております。長島製作所では、休業制度を周知する掲示や相談窓口の設置、対象者への声かけなどを行い、策定した行動計画期間中に育児休業取得率が男女共に100%を達成したということで、2019年、昨年に認定を受けたところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

認定を受ける、こういうのをクリアしていれば認定できるという、そういった内容についてお聞きしているのですけれども。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

具体のその認定基準でございますけれども、この行動計画を立てまして、この計画期間内に男性の育児休業取得率が7%以上であることや、併せて、育児休業取得者の小学校就学前の子供の育児休業等に類似した企業独自の休暇体制などがあって、その利用者が15%以上とかというような、細かい数字目標が定められております。また併せて、計画期間内に女性の育児休業取得率が75%以上であること、それから、フルタイムの労働者の法定の時間外、法定の休日労働時間の平均が月45時間未満というような、そういう具体の指標が示されて、それを達成した場合にそのくるみん認定が受けられるという形になっております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

来年の1月からということで誘致が決まった長島製作所について、社長である女性の方ですが、新宮さんという、インタビュー記事を目にしました。お父さんの残した会社をここまで大きくされたことは非常に能力のある方だと推察しますが、その中で話されていた言葉に感動しました。道に迷ったら困難なほうを選びましょう。きっとよかったと思うときが来るはず。金属プレス加工、板金加工と聞くと、きつい、汚い、危険と思うかもしれませんが、きっとやりがいのある仕事に巡り会えると、就職活動の学生さんに語っていると、そういう仕事、自分の仕事に誇りを持って進めている社長さんだというふうに非常に感じたところであります。一度しかお話ししていませんが、この人は若い女性たちのロールモデルになり得る方なのだなというふうに思いました。

た。

そこで、雇用についてはさきの当局の説明に、もう既に10名が決まって研修に入っているという説明でありましたけれども、今度その残りの40名のうち30名ですか、といったことで募集の形になるのかについて、お聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

長島製作所様につきましては、来年の1月創業予定で今いろいろなところで調整をしているところです。それで、従業員は当初40名を考えておるということで伺っていますが、最終的には60名前後にしていきたいと。これは現在の予定しておる工場の規模でということでございます。

それで、従業員につきましては、基本的には長島製作所様のほうの会社の中で今現在働いておる方々をこちらに連れてくるという部分と、あと新規採用の部分という形で行うということでした。その中で既に、ハローワーク等に募集を出しているわけではないそうですが、平泉町との提携の記事が大きく出たことによりまして、非常に女性の方から、ハローワークを通してではなく、じかに申込みがあって、既に30名ほどが採用してほしいというような申込みがあったと伺っております。今現在、長島製作所様のほうでは、採用基準等を考えながら随時面接等を行って、研修等もスタートしているということでしたが、その辺の中身、細かなところにつきましては、今後長島製作所様のほうで進めていくかなと思っておりますが、当町としましても、できるだけ町内からの採用をお願いしたいということではしております。

この後の質問にも関わることですが、UターンIターンとはなかなかタイミングというものも必要になってきますので、その辺は非常に合致するような形でうまくいけばいいなというふうには考えておりますし、そのように後押ししていきたいというふうにも思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

今回の質問に際しまして、町内の数社の事業所さんのほうでちょっと調査、インタビューをさせていただきました。そこで感じたことなのですが、製造業であっても、200名余りの会社さんでありましたけれども、現在19名の女性を、当初事務職しかおらなかった企業さんですけれども、現在19名の女性を雇用されている。今現在30名を雇用したいと、目指しているというお話を伺いました。女性を雇用することで福利厚生も改善、そして製造ラインも女性が働きやすいように変えているということだそうです。

また、町内の企業さんですけれども、業種はまた違いますけれども、子育てに優しい企業認定、そしてほかにはユースエールという認定制度なのだそうですけれども、若者の雇用の取組の認定を県の労働局から認定されている企業さんもあるようでございます。そのほかにも、えるぼし認定という、これちょっと本当に聞き慣れない言葉だったので、私も調査しながら、ああ、こういう形でやはり国はどんどん女性に活躍してほしいと、そういう働き方改革の中でこういう制度が



出てきたのだなと思ったのですが、女性の活躍が進んでいる企業ということで、これもネット上には公開されておりますし、くるみん、それからプラチナくるみんということで子育てサポートに積極的な企業ですということで公表もしているわけですね。

やはり当町の優良企業について、その取組を大いに宣伝して、女性たちの地元定着を図るべきではないかというふうに思うのですが、特にそういう、そのことについてどういう努力をされているかお聞きしたいのですが。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

冒頭、町長のご答弁でも申し上げましたように、観光商工課では商工会と連携をしながら男性、女性問わず創業していただく、そしてまた地域で長く雇用していただけるような、そういう連携をいたしております。

特にも昨年度から行っておりますひらいずみ創業塾につきましては、昨年度の受講者の状況につきましては、去年、今年度は4回コースで開催しておりますし、昨年度は7回コースで開催しております。平成30年度におきましては受講者が22名中女性は4名、また今年度につきましては、今開催中でございますが、全部で12名の方が受講しておりますが、そのうちの女性が4名ということで、割合とすると大変女性の創業の割合が、創業をしたいというような希望の方々が多く出ているなというところで感じているところです。

併せて、岩手県の信用保証協会が令和元年10月に新たに設置いたしました、女性による女性のための起業家支援チームということで、愛称、幸呼来というような名前前で、特にも起業を起す際の資金調達における具体の悩みとか相談に具体的に応じるということで、女性スタッフが、実際にお越しいただいた創業したい女性のために一緒になって悩みを解決しながら創業に結びつけていく、また、今起業されている女性の方が経営に困った、そしてまたいろいろな悩みを抱えたときに、女性目線で一緒になって相談をしながら問題解決に持っていくというような、そういう形で岩手県信用保証協会でも力を入れていただいております。

観光商工課では、創業に係る分野とか、それから雇用に係る分野、いろいろなところで相談をお受けしておりますので、こういうネットワークを使いながら長く勤められる、また創業がスムーズにできるような形で、銀行さんとも、またこのような信用保証協会とか、また、まちづくりの企業誘致の部分とか、いろいろな形で連携をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

ありがとうございました。

答弁の中にありました創業支援ネットワーク会議というところで取り組んでいるということでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

これも昨年度から2年目というようなことで事業を進めさせていただいておりますが、メンバーといたしましては、町内にある金融機関全てのところに入っております、融資ができるような体制のところの金融部門の連携調整ということになりますし、併せて、融資をした際の保証の関係の日本政府金融公庫とか、あと岩手県信用保証協会、また企業誘致を担当しているまちづくり推進課それから観光商工課、併せて商工会のメンバーと一緒に会議を開きまして、実際に企業の創業とか廃業の状況を一緒に確認をしたり、情報共有したり、また併せて創業に係る相談の事例なども一緒に持ち寄りながら、相談の支援体制の在り方について方向性を見いだしながら調整をしているというところです。

なかなかそれぞれが持っている補助事業とか、それからいろいろな制度の辺りが、関係機関のところまで共有ができていないというところがありましたので、この情報を共有することによって、お互いに、ご本人の了解を得ながらではございますが、それぞれの専門機関に紹介できるというようなメリットも今出てきておりますし、併せて関係機関がいろいろな分野で気軽に相談できるような、情報共有ができるような体制ができてきましたので、この力が創業者のため、また廃業を押し止めるような、そういう施策に持っていけるような、そういう起爆剤になればということで、今、事業を展開しているところです。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

さきのご答弁の中にもありましたけれども、創業塾が平成30年度、平成31年度ということでこれだけの受講された方が、具体的に動き出している例はあるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

追跡調査までは、全ての方に対して今行っていない状況ですが、今後、創業塾を受けられた方がどういう動向になっているかという辺りも、今後データを積み上げていきたいというふうを考えております。実際お受けになった方が起業されている事案も、今、1件、2件、こちらで実際見てございますので、また、今後そのデータの積み上げなども行いながら分析をしていきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

制度としては、最近、ちょっと今出てこないのですが、金融機関と自治体と、それからコンサルとか、そういったところでの本当に1,000万単位のですか、大きい取組も始まっている

ようですので、それ、名前ちょっと今出てこないのですが、それはあるのは存じ上げているのですが、やっぱり女性の場合は、あまり冒険をしないで小規模に空き店舗を利用した形でやりたいという方もあると思うのですね。そういった人たちの相談に乗る、相談に来たけれどもその条件に合わない、それでもう帰すのではなく、ではまた別な方法もあるのではないかというような、観光商工課としてもきめの細かい、女性の相談に乗るような体制をぜひ取っていただきたいなと思っていますところでは。

国は労働力として女性活躍を期待しているわけなのですが、環境として整っているとは当然言えないわけですね。管理職に占める女性の割合を30%以上にするという目標を立てているようですけれども、まだまだ、2桁には届いていないというところだと思います。ですが、町内には女性管理職29%、その中に取締役の女性が2人と。そして新入社員の67%は女性だと。そういった企業もあるようでございます。やはりそういったところ、頑張っている企業さんもあるわけですので、それをぜひとも公開というか、宣伝をして、次につながって若い女性たちがそこに働きたいと思うような形にしていいただければと思っています。

マーケティング用語でクリティカルマスという言葉があるのだそうです。分岐点という意味なのだそうですけれども、30%、3割、やはりそこを超えともう爆発的に物事が広まっていくというような分岐点なのだそうですけれども、やはりその30%という、そこまでがなかなか行っていない。当町の中にも、報告の中にもありますけれども、審議会への登用率がなかなか、20%台から、なかなかそこから上がっていかないというような、そういったところもありますので、ぜひそこを目指していただきたいなと思います。

この件に関して町長に伺いたいのですが、他市町村でも総合計画の重点プロジェクトに若者、女性、地域づくりというようなキーワードを掲げている市町村もございます。まさに国が提唱している女性活躍推進を進めるためにも、若い女性たちが平泉町で生き生きと仕事、政治、環境などあらゆる分野で活躍するように、次期総合計画には女性をキーワードに入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

新たな施策として、女性をキーワードにして新総合計画に入れるというよりも、既にキーワードとして取り組んでおります。そして、今進められていることもそのとおりでありますし、ただ目標値に達成しないという中にも、するために努力もしているのですが、そしてまたご協力もいただいている部分もあります。

もう一つ、私は一歩踏み込んでお話をさせていただくと、やはり女性の方々もですし、まだ若い世代もですし、高校生会議とか若者会議等も開かせていただいて特に感じるのは、やはり今大事なことは、自分たちもこの地域の一員であるということは今以上に意識してもらい、認識してもらい、そしてその中でどういう、自分で自分たちがとか自分がとか、どういう位置で、そしてそれに地域づくり、まちづくりに参画、そして参加できるかという部分を、行政としてはもう少

し位置づけをする、またそういう意識を持っていただくためにも、その部分がやはり今後さらに推し進める上での課題かなというふうに、自分として捉えているところでもあります。

そういった中で、やはり、女性のことにひとつ、では特化してお話しさせていただきますが、やはりその意識をしていただく中で、そしていろんな審議会でも参加していただく、参画してもらおう、その中でいろんな意見を言ってもらおう。しかしなかなか女性の方々が、やっぱりもっと意識を変えて、もう、その委員にあれになったら私は手を挙げて行くのだとか、そういった積極性といえますか、そういったことがもっと必要なのかと。そこが私が今、前段に言った意識の、改革とまでは言いませんが、その意識の持ち方といえますか、それをちょっと町としても助言していくとか、手だてを考えていくというのは、やっぱり大変大事なことになるのかなというふうに思っております。そういった中で、様々な女性の団体にもご協力もいただきながら、委員の指名などもお願いしたりしているわけですが、やっぱりそういったことに、そういったことからやっぱり参画していただくということが、本当の地域づくり、まちづくりには大事なことなのだ、そして、やはり地域づくりは、まさに人づくりは地域づくりだったり、まちづくりはやはり人材を確保というか、人材育成だという、どっちが先かということではなく、どっちもやっぱり同時にスタート、進められるものでありますから、その辺はやはり今後も積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

町長の考えをお聞きしました。本当にそのとおりである部分もありますし、でもというところも実はあるのですけれども。

やはり先ほどお話ししたアンケートの中にも、女性の管理職が進まない理由に、女性自身が望まないという、そういったところもあるのですね。やっぱり今、町長がお話ししたように、女性の意識の問題というところもあると思いますので、それは本当に今後変わっていかねばいけないところなのだなというふうに思っています。

ちょっと質問の次、変えますが、SDGsについて、自治体SDGsとして、賛同、宣言を行っている自治体も出てきているところでもあります、答弁の中にもありましたけれども、全て平泉町はそこに合致した行政運営もしているのだという答弁もありましたが、特に当町といたしまして、17の目標のあるところで、いろんなあれがあるわけですね。健康と福祉とか、ジェンダーの平等、あるいは、17の目標値があるわけですが、特に力を入れたいというところがあればお答えください。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

このSDGsに関しましては、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、議員もご承知のことか

と思いますが、もともとは国連で行っているものだ。これはすなわち、国と国の間での大きな約束事です。

当然のことながら、国の目標というものは当然自治体も持っていくべきだろうと思いますが、国は国の役割ございますし、市町村は市町村の役割があるだろうと思っております。当然のことながら、このSDGsに各施策が位置づけられることはもう申し分はございませんが、細かくやっていると、市町村としての、自治体としての目標というのがぼやける部分も当然出てきます。国が行う部分と、市町村の役割もやっぱり違いがございますからですが、ただ、当町としまして、昨日からお答えしておるとおり、やはり若い人たちが安心して暮らせる、安心して子育てができる環境、そういうものを作っていくべきだろうと思います。

SDGs的に言えば、全ての人の健康と福祉をという3つ目にあるわけですが、このタイトルになってくると、平泉町の施策としては非常にやはり薄まってしまうというのがございますので、当町の施策がこの中のどこに位置づけられるかということにつきましては、岩手県の県民計画もそうですが、ここに位置づけられるという明確な部分にはしていきたいというふうに思いますが、施策としてはより具体的なものになっていくのではないかとこのように思います。

いずれ若い世代が安心して住むことができる、これこそが町民アンケートの中にも出ている大きな問題、ことだろうと思っておりますので、その部分を重点的に、次の総合計画では位置づけていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

それでは、次に教育長にお尋ねいたします。

答弁の中にもありましたように、ユネスコ憲章の中にもございますように、ESD教育ということで2002年から継続してやっている中に、今回SDGsということで、17の目標の中の基礎に全て教育がなければ、17の目標も達成できないのだということは承知しているところではありますが、子供たちに平泉の精神、ユネスコ精神を伝えていると思うのですが、日本の現在の豊かなこの日本の中で、平泉の中で育った子供たちに、世界の中では非常に困難な状況で暮らしている子供たちもいると。学校に通えていない子供、それから食事もなかなか取れない子供とか、そういった困難な子供たちがあるということの、そこを想像できると。日本では当たり前のことである学校と食事と医療が十分与えられない子供たちのことを思う想像力について、どのように育んでいくのかお答え願います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

今のご質問に直接的な回答にはならないかというふうに思いますが、少し話をさせていただきたいと思っております。

2月3日の月曜日の庁議だったと思っておりますけれども、教育委員会としてのSDGsの考え方を

庁議の課長さん方に示させていただきました。SDGsをこういうふうな形で、一番下に教育、土台は教育であろうと。平泉の場合には、抜苦与楽、現世に浄土の世界をとというふうなことを考えると、一番上の最終目標は平和であろうと。その間に経済とか、それから環境だとか、そういったようなことが少し柱にできるのではないかなというふうな考え方で話をお話をさせていただきました。

そして教育の面で言うと、この17の目標、ゴールについて、一つ一つ、今、平泉学として子供たちが取り組んでいる中身にどれが当たるか。いわゆる新たなことを考えるというのではなくて、今やっていることで少し整理したらばつながるのではないかなというふうな考え方であります。

例えば、ジェンダー平等を実現しようというのは、男女共同参画のアンケートを取っているわけであるので、そういったところにつながることができるのではないかな。それから、産業や技術革新の基盤を作るという意味では、子供たちが例えば大文字りんごを学んだり、黄金メロンの栽培を学んだりしています。そういったこともつながるのではないかな。それから、例えば住み続けられるまちづくりというふうなゴールであれば、地域学習として、昨日もお話ししたかと思いますが、2区では消防団の活動を学ぶというふうな場面も作っていただきました。もっと挙げればたくさんあるわけですが、今やっている平泉学の取組が、一つ一つこのゴールのどれかに当たるというふうなことで併せて考えれば、結構やっているのではないかな。新たなというふうなものよりも。まずそういったことを整理していくことではないかなというふうに考えているところであります。

2月7日に宮教大で行いました東北コンソーシアムのところに指導主事が行って発表しているのですが、成果報告書の一番最初に平泉学の取組を挙げていただいています。そのところに、あまりいっぱいこうやっているやっているとということではなくてということで、4つの部分だけを平泉学としては中心にしているよというふうなことで報告をさせていただきました。もちろん教育ですとか、住み続けられるまちづくりでありますとか、それから陸の豊かさを守る、いわゆる環境であります。そして平和の問題というふうなことで、少し絞り込んだ形で挙げているところであります。

7日から世界遺産学習全国サミットに行っまいりましたが、その中でも、やっぱり全国的にはかなりESDの考え方を取り入れた取組がなされているというふうな、市町村が全国にはあるということが分かりました。先進的なところもあったなというふうに思いますが、その最後の総括の講評の中で、奈良教育大の学長は、教育は真ん中に据えるべきだという発想でありました。終わってから私も、ちょっとそばに行って話をさせていただいたのですが、考え方、うちのほうは土台だというふうに考えましたが、その学長は真ん中に置いて幾つかの項目について取り組む、そういうふうなことでいいのではないかなと、そんなふうなお話もさせていただいたところであります。

親しくしている九州大牟田市の教育長は、資料を送るからというふうなことで、すぐ送っていただきました。大牟田も真ん中に教育を据えております。全部の目標ではなくて、ピックアップした目標をということで取り組むというふうなことで実践が進められているというふうなことで

ありました。

平泉はまだこれから、校長等会議ではこの考え方についてはお話しはしましたけれども、これからのような形で今までやっていることを整理してつないでいくかというふうなことは、これから考えていかなければならないというふうに思います。お話しのとおりグローバルな部分まで広げてというふうなことはなかなか難しいなというふうに思います。ただ、例えば貧困をなくそうとか、飢餓をゼロにという、1番、2番のゴールであります。平泉で考えたって貧困という問題はあるわけで、飢餓の問題も、飢餓と言わなくても、そういった問題はやっぱり子供たちに取り上げさせればあるだろうと。要するにそういうこと言えば、まず足元から。町の中でこの項目についてどうなのだというふうなことを考えていくのが、まず平泉の教育としてはスタートではないかなと。大々的に、うちの町はSDGs頑張るぞというふうなことで花火を打ち上げている部分も聞いていますけれども、まず今やっていることは何なのだというふうなことを整理していくということから始めて、私は十分ではないかなと思っていました。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

まさに本当に、答弁いただきました子供の貧困という問題につきましても、本当に身近な問題、それは地球上のというよりは日本国内でも、そういったところをやはり思いを至らせるという必要がある大事なところだと思いますし、いずれ全ての基礎が教育だということについて、今本当に教育長がそういうことを話されたのですが、なかなかSDGsという言葉自体がなじみのない言葉でございまして、ちょっと一体それは何なのだという、町の皆さんもよく分からないところが多々あると思います。これを今後、皆さんに分かっていただく取組としてどういうふうを考えているか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

全ての町民の方々にこの理念なり考え方をご理解いただくというのはなかなか、教育だけの場面では難しいのではないかなというふうに思いますので、これは例えばまちづくりと連携してというふうなことで考えていかなければならないのではないかな。今のところはそのようにしか言えないところであります。

7番（升沢博子君）

終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午前11時02分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

先ほど升沢博子議員からの一般質問に対し、千葉町民福祉課長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほどの升沢議員の質問の中で、平泉の保育所の待機児童はいるのかという質問に対しまして、今時点では待機児童はいないと答弁させていただきましたが、確認したところ、12月から3月の間におきまして1名の待機児童がおりました。ただし、その待機児童につきましては、4月から保育所のほうに入所できるという運びになっております。大変申し訳ありませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、引き続き一般質問を行います。

通告6番、千葉勝男議員、登壇、質問願います。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

10番席の千葉勝男であります。

年月の流れ、光陰まさに矢のごとく、新年度予算を審議する議会を迎え、私も気持ちを新たに諸課題に取り組んでいく決意をしたところであります。

厳しい社会経済情勢の中、住民の生命や財産を守るべき行政の在り方についても、早急にかつ適切に対応していく必要があると思うのであります。

私は常々申し上げてまいりましたが、県の指導だからとか、あるいは他の市町村が実施していないからという言い訳は、もはや通用しないと思うのであります。町民福祉の向上のためには何をすべきかという行政の根本に立ち返って、青木町長の強力なリーダーシップの下、職員一丸となってこの危機に立ち向かっていただきたいと思うのであります。微力ながら不肖私も、ふるさと平泉のために協力を惜しまない決意であります。

そこで、今期最後の議会に当たり、ただいま申し上げました信念をもって、町政に関わる重要な課題について、町長並びに関係各位に対しご見解を賜りたいと思うのであります。

まさに時代の流れと申しましょうか、自主財源の確保が重要であることは議論を要しないところであります。魅力あるまちづくりを推進し、多様化する住民ニーズに応えるために、スクラップ・アンド・ビルドによる歳出の抑制はもちろんのこと、歳入をいかに確保するかについても、それと同様に考慮しなければならない重要な問題であると思っております。

それでは、まず最初に、1つ目でございますが、青木町長の目指す町政について、次期総合計画の作成に当たり、目指す町政についてをお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、大きい2番ですが、道路行政について。



大平深山地内の町道は、以前に西側と東側から改良工事が進められており、その中間部分が残っているわけですが、どのような計画となっているのかお伺いをしたいと思います。

2つ目です。平泉地区の町道大平線は、地域の改良工事要望が何十年となく長年にわたり続いていますが、以前の質問に対し、勾配の関係などなど様々な課題があり、検討するとのご答弁であったわけですが、その後どのように検討されてきたのかをお伺いをしたいと思います。

次に、町道大佐3号線は、幅員も狭く生活道路として不便を来していると思います。また、救急車、消防車等の通行にも支障を来すものと思われておりますが、この問題をどのように捉えているのかをお伺いをしたいと思います。

大きい3つ目です。防災施設についてであります。

町内には多くの無蓋の防火水槽が設置されておりますが、その中で、木の葉やヘドロが堆積している防火水槽がありますが、本町の防火水槽の管理体制はどのようになっているのかをお伺いをしたいと思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

千葉勝男議員からのご質問にお答えをいたします。

「青木町長の目指す町政について」のご質問にお答えをいたします。

1期目の4年間は農業に例えるならば、畑を耕し、種をまいた段階と表現してまいりました。これからも町職員とともに、町民と直接対話する地域懇談会や若者会議、高校生会議を開催しますし、私自身も議会は当然のこと、様々な場を捉えて多くの方々からのご意見等に耳を傾けて、町民総参加のまちづくりを進めてまいりたいと思います。

大型事業につきましても、第1に来年に完成するスマートインターチェンジが挙げられます。スマートインターチェンジが完成することによって、町民に限らず観光客の流れや物流が大きく変化することが予想されますが、それらを当町にとって最良の方向へと導き、その効果を最大限に生かす施策を講じてまいります。

次に、公民館と図書館を合築する社会教育施設については、教育委員会が中心となって推進していますが、今年は発掘調査を行い、併せて町民の声を取り入れながら実施設計、建築を開始いたします。この施設は社会教育の場にとどまらない、多くの方々が集える、コミュニティを形成するにぎわいを生む空間としてまいります。

人口減少対策については、昨年の有限会社平安輸送、今年の株式会社社長島製作所と誘致を行ってきましたが、これからも企業誘致には積極的に取り組むとともに、Uターン、Iターンする若者を呼び込むことに努めてまいります。

子育て支援については、待機児童ゼロを継続して、達成することを目指し、役場のみならず民間事業者との連携も模索してまいります。さらに、高齢者福祉については、いきいき百歳体操の推進とともに、高齢者が元気に明るく暮らせる生活支援体制づくりを進めて、特にも交通手段の

ない方々に対する交通施策については、民間事業者とも協議を重ね、新たな方策について検討を重ねているところです。

安全・安心なまちづくりについては、消防団や各地域の自主防災組織と連携し、町民の安全確保に努めますし、また近年、各地で見舞われている豪雨災害については、より速やかに避難情報等を届けることができるように体制を整えてまいります。さらに、災害時における要援護者の支援については、民生委員、行政区等、関係機関の理解を協力を得ながら推進してまいります。

農業の振興については、東稲山麓の世界農業遺産を目指し、それを地域活性化の起爆剤にしようとして取り組んでおります。この活動によって様々な取組が始まり、地域が元気になっていくのを実感したので、地域の活力と持続可能な地域づくりを見据えながら進めてまいります。

観光については、現在も伸び続けているインバウンドを中心に推進してまいります。

教育の振興については、歴史に止まらずに平泉町自身を知り、平泉町を愛する心を育てる平泉学をより一層推進し、また、これからのグローバル化社会に向けて、英語教育に力を入れ、役場内に配置している国際交流員を活用した事業を推進してまいります。

世界文化遺産については、登録9周年に当たる今年から10周年記念事業プレイベントを行い、来年に記念事業、再来年にポスト事業を企画立案することにより、その周知を図り、全国に発信してまいります。また、世界文化遺産の保護と活用については、発掘調査と復元整備を進め、それらを公開することによって多くの町民が親しみの持てるものにしてまいります。

以上の各事業、また申し述べられなかった各施策は、安心して子供を産み、安心して子供を育てられるまちづくりに必ずつながるものであります。そして、これは世界文化遺産平泉の理念にも通じ、さらにSDGsにも重なることから、これこそが目指すべきまちづくりの姿と考えております。これらにつきましては、今後もさらに重点的に推進してまいります。

最後になりますが、当町は非常にコンパクトな町であります。そういった中で、その特性をメリットに変えていきたいというふうに思います。例えば全行政区を回っての地域懇談会、毎年多くの方々が集まっていただけの、町民が集まって開催される新年交賀会などは、平泉町でなければできない取組とも言えます。この町民と行政の互いの「顔」が見える関係性こそは、当町の大きな魅力の一つとも言えます。今後もさらにこの魅力を最大限に生かしていく所存であります。

次に、「道路行政について」の質問の、「大平深山地内の町道は、以前に西側と東側から改良工事が終わっているが、その中間約70メートル余りが残っているがどのような整備計画となっているのか伺う」にお答えをいたします。

深山地内の町道桜森線の道路改良舗装については、平成元年6月に要望書が提出され、また第17区からの令和元年度行政区の地域課題に関する要望書で、優先順位2番として提出されているところであります。

西側と東側の約270メートルにつきましては、町道桜森線に接続する町道東稲幹線に豪雨のため碎石が流れ込むことから、平成22年度に臨時交付金事業により改良舗装しているところであります。

未改良区間につきましては、生活道路としての利用状況や緊急性を検証しながら、整備につい

て検討してまいります。

次に、「平泉地区の町道大平線は、地域の改良工事要望が20年以上にわたり続いている。以前の質問に対し、勾配の関係等々、様々な課題があり検討するとの答弁であった。その後どのように検討されたのか伺う」にお答えをいたします。

町道大平線の道路改良舗装工事については、平成2年12月に要望書が提出されているところがあります。同路線は急勾配であるため、豪雨のたび碎石、路盤が流され、その都度直営での路面補修で対応しているところでもあります。

道路整備に係る課題としては、用地取得に際し、関係者が50名以上の共有地が複数あり、また相続手続が必要な共有者がいることから、契約相手の確定まで相当の時間を要することです。また、現在の道路が約9%と急勾配のため、道路構造令による8%以内とするには、現道を外れて路線を振る線形とする必要があるため、整備延長や用地などの事業量が現道拡幅に比較し大きくなる見込みにあります。この用地と事業量の関係から、現在整備を見合わせているところでもあります。

今後の整備を検討する上で、用地に係る相続案件について、契約が可能な状況になることが重要な判断基準になると考えています。

次に、「町道大佐3号線は、幅員も狭く生活道路として問題である。また、救急車、消防車等の通行にも支障を来すと思われる。この問題をどのように捉えているのか伺う」にお答えをいたします。

町道大佐3号線の道路改良舗装については、平成11年3月と令和元年7月に要望書が提出されているところでもあります。

当該路線は、県道一関平泉線と大佐2号線の照井堰横断箇所を結び、沿線に住宅が点在する生活道路として利用され、道路幅員が3メートル以下の碎石道路となっています。

緊急車両の通行に際しては、小型の救急車や消防車は辛うじて通行できますが、大型緊急車両の通行はできない状況にあり、また住民の利便性という面からも、車両が通行しやすい路線ではないことは認識しているところでもあります。

道路改良を行うに当たっては、生活道路としての利用状況や緊急性、用地の協力体制などを総合的に検証し、財政状況を考慮しながら整備について検討してまいります。

次に、「防災施設について」の、町内には多くの無蓋の防火水槽が設置されている。その中で、木の葉やヘドロ等が堆積している防火水槽があるが、管理はどのようにされているのか伺う」のご質問にお答えをいたします。

現在、町内には125基の防火水槽が設置されており、そのうち無蓋の防火水槽につきましては45基設置されているところでもあります。

防火水槽の管理につきましては、毎年地域の消防団に見回り点検を行っていただいているところであり、その中で、木の葉など堆積物の除去や補修の必要な防火水槽について、防火水槽設置箇所付近の所有者と堆積物の埋設等処理について同意を得た分団の施設について、毎年1基程度、堆積物の除去等対応を行っているところでもあります。

今後も消防団と連携を密に取りながら、防火水槽等水利施設の維持管理に努めてまいります。  
以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

ご答弁を頂きましてありがとうございます。

いずれ、今るる町長のほうからご答弁を頂きましたが、まず今のご答弁の中にありましたように、スマートインターチェンジが来年完成することに伴って、その効果を最大限に生かす施策を講じるとの答弁であります。具体的にはどのような施策を講じるのかをお伺いしたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

現在進めております、今回スマートインターの建設に対し、そして今回、議員もご承知のとおり1,100台の駐車場も完備すると、そして周辺開発等も、現在地元の地権者とも進めている内容にありますと同時に、町としても喫緊の課題でありました高田前の工業団地、以後、スマートインター建設前はまだそういった動きがなかなか見られなかった。そういった中で、スマートインターの設置と、そして今後1,100台の駐車場にとどまらず、周辺開発等も施策として出してきた中で、そうした中で、今回企業誘致関係におきまして、スマートインターをさらに最大限に活用しながら、今回新たに企業立地ができたというふうに思っております。そうした中で、今その動きの中で、さらに当地域を、今、企業の方々も動きを見せている案件も、今動いてきております。

そういった中では、今後持続可能な地域であり、また若い世代が定住してこの場に、ここで暮らせる、そして暮らすためにはやはり仕事がなくはなりませんから、そういった意味での企業誘致は少しずつ動き出しているというふうに思っております。

そういった企業誘致のみならず、その企業の中で、今回新たにソフト開発を自分たちで手がけながら、それを、ソフトの開発ですね、それを手がける、今回長島製作所さんに入っていたわけですが、そういった中にプログラミングも、それを自分の会社とそして町とで、そして一緒になって、そしてそういう働き手といいますか、地元に残っていただくためにも、やはり人材の確保が大変重要だというふうに思っております。そういった中で、企業誘致された会社さんと町がそれを一体となりながら取り組むということは、また新たな一歩だというふうに思っております。

そんな中で、工業高校、そして専門学校等々にも、やはり直接この地元へ人材として残っていただける、そういう戦略がある意味では組めてきたのかなというような思いもあります。そういった部分も含めながら、さらなる戦略を立てながら、邁進してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

スマートインター周辺に係る1,100台の駐車場を含めて、ソフト面だったり様々な町長の思いが、今、私のほうに伝わってまいりました。

そこで、スマートインターチェンジ周辺事業について、財政の見通しに計上されておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

スマートインターの周辺開発につきまして、このたび財政計画を立てまして、実施計画の中で、かつては周辺開発に道路計画と上下水道の計画を載せておりましたが、このたびの今年、新年度のこれからご審議いただく予算を組む段階におきまして、ちょっと長期的に財政計画がのってこないということでしたので、このたびの実施計画の中からは上下水道に関しましては下ろさせていただきました。ただ、これは周辺開発の事業がなくなったということではなくて、今現在交渉中でございますが、話がまとまりましたならばそこにつきましてはその都度計上していくという形で考えたいという形で、このたび長期計画を組み直させていただいたところになっております。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

今、水道の部分は除くということですね、計画に。

（「上下水道と道路」の声あり）

10番（千葉勝男君）

道路。そうすると、いずれ除くということですが、また今後、財政見通しに計上することは可能なのですか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

先ほど町長も申し上げたところですが、スマートインターにつきましては平泉町の大型事業の一つでございますので、その効果を最大限に生かせるようにしたいと思っております。今現在、周辺開発につきましては、関連事業者と協議中でございますが、協議がまとまった段階では、当然のことながら、これらは町として道路、上下水を布設するということは必要になってきますので、その段階では予算計上をしてまいりたいというふうに思っております。ただ、今現在のところで3年間を見通した計上というのはちょっと難しいということでしたので、このたび長期計画の中からは下ろさせていただいたところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ今、町長のほうから、本当に心の籠もったご答弁、それから開発計画等々にも話を頂戴をしました。そこでですね、いずれこの課題については、次期総合計画作成に伴って、総合計画、10年なわけですが、財政計画を示すことはできるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

新総合計画に伴っての財政計画、10か年の財政計画というようなことでございますけれども、実際的には、実効性のある中で申し上げますと、大体3年間でのローリングを毎年度しているところがございますので、具体的な内容を示せるのは3年間程度であるかなというふうに思っております。ただ、いずれ総合計画の見直しの中で、もちろん財政が事務事業を実施するに当たっての根拠となる財源というものが必要になってきますので、それにつきましてはお示ししながら、もちろん新たな総合計画を作成していくというようなことにはなろうかというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

それでは、以上で1番の質問は終わりにしたいと思います。

次に、2番の道路行政の関係についてですが、先ほどのご答弁にあっては、なかなかすっきりしない答弁だったと思いますが、普通ですと、始めれば完成するまでやってきたという私の思いはありますが、なぜここで10年も中断したのかということが私には納得できないということではありますが、どんな関係なものかお知らせいただきたい。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

事業が途中で止まってしまっているということですが、先ほど町長の答弁の中にもございましたとおり、この桜森線の改良舗装工事につきましては、平成22年に実施しておるわけなのですが、このときの事業といたしましては、道路が急であるために、降雨のたびに碎石が流されてしまって、下の町道東稲幹線にも来ますし、その上にある住宅の方々の通行にも支障を来すということで、勾配が急な部分、碎石流出を抑えるための事業として実施したものと聞いております。

その残っている部分なのですが、ここは比較的勾配が緩いという状況だったので、当時は施工しないということで、今回改良舗装事業は一旦ここで終了したものと解釈をしております。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

気持ちは分からないわけではないのだが、受け取るほうも気持ちは分からないです。これはですね、やっぱり最後まで完成をさせるという意気込みはないですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

生活道路でございますし、現在幅員も非常に狭く、3メートルございませんので、生活道路として使用するには大変不便な道路だということは認識してございます。

あとは、5戸程度、周辺に住宅がございますので、他路線、ほかの要望路線等々もございまして、それとの兼ね合いもございまして、整備に向けてはその他路線との兼ね合い、先ほど答弁にございましたように、利用状況と、あとは緊急性とか危険性とか、その辺、あとは財政的な面を総合的に考慮いたしまして、整備についての検討はしてまいりたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

私ね、この検討という言葉は好きではないのですよ。検討という言葉はむしろやらないという意味にもつながりますよ。これはどういう検討なのか分かりませんが、ずっと次に来るこの大平線でもそうですが、何十年も検討していまだに手つかずでいるということは何事だということなのだよ。

次の大平線に移ります。

大平線は、町長も最も一番よく知っている方ですが、先ほどの答弁の中にもあったように、平成2年に要望書が出されたということは、多分町長が初当選された辺りだったろうなというように思います。それから30年ですよ、30年。

この質問は私は、多分3回目だと思うのですが、一向に答弁書変わっていません。何ですかこれは。言い訳だけつけてさ。勾配がきついか、あるいは地権者の、50名以上の地権者があって、なかなかできないって。地権者のいわゆる亡くなった方もあるだろうし、それは様々なことがあると思いますよ、今になっては。30年前だったらそんなに難しいはずはないですよ。どんどん延ばして延ばして延ばして、いまだに何の動きもない。こんなことでいいのでしょうか。しかも、言いたくないけれども、副町長もその地域の一人です。地元に対し協力するというような考えがないのですかねこれはね。私からいうと不思議ですよ。どうなのですか。もう少しですね、やっぱり調査費をつけるなり、そして少しずつそれら課題を解決していくのが自治体としての仕事だと私は思いますよ。職員の皆さんは町民のために一生懸命仕事をする。それが私は公務員としての立場だと思うのですが、そういう気持ちはあるのだけれども出てこないのだね。もう少しね、全くこの要望書は塩漬けになってしまって全然出てこない。こんな言い逃れだけの答弁書は私は要りません。もう少し真剣にやってくださいよ。どうですか。はい答弁。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

現路線については、今年度も地元の区長さん並びに関係の何方かにお話をさせていただいたところでもあります。

いずれにいたしましても、改良しないということではなく、以前から、今回だけではなく、以前からですけれども、用地はやはり地元できちっと確保していただかないと、そういった課題はやはり地元で解決していくというのは、どの路線についても、町道の整備等もですが、やはりそういった地元でやっていくということが、基本的にその体制でいるということは事実であります。そういった中で、三貫線もでしたけれども、一部なかなか協議が進まなかった部分もあったのですが、地元の方々にご協力を頂きながら、そして地権者にもご協力を頂きながら、最終的に用地については確保していただき、そして整備に至ったという、そういう経過もあります。そういった中では、今回の路線も多くの方々が共有ということで、用地を持っております。そして、現道を、先ほど答弁もしましたが、その中で勾配もあのままただ拡幅するということになると、大雨のときとかいろんな災害のときに急勾配であると、水の処理等々も様々大変なので、そういった意味では、あのまま拡張するということには至らない。そうするためには、ある程度勾配を是正する、そういう設計等も必要になってくると。そういった意味では、まずは地元でその地権者の方々のそうした作業をお願いしたいということ、今年度お話をさせていただいた経過がありますので、どうぞご理解を賜りたいというふうに思っております。

いずれ30年前の、まさに平成2年の頃であります。私もそれに携わらせていただいた経過があります。そのときは、かなり町内からも多くの路線路線の、まさに生活道路の要望等々がありました。議会でも様々議論をさせていただいたことも熟知しております。そういったことも踏まえながら、本年は地元の方々にもそのことは説明をさせていただいたところでもありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

町長、多分そのとおりだと思いますが、何かをですね、地域を任せるということではなくて、少しは応援をするという気持ちになっておりませんか。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

当然、それを促進するために地元とも協議を重ねて、そしてやってきているわけで、町では何も手を汚さずでやろうというような、そういう考えは毛頭持っておりませんので、その辺はご理解を賜りたいというふうに思っております。

ただ、全てがそうかといえば、若干、地元でということ先ほど申し述べさせていただきました



たが、やはり地元でだけはやれない、そういう場面という、まさにケース・バイ・ケースという言葉もありますが、基本的には、先ほど私が申し述べたとおりでありまして、若干地元だけでは解決できない、そういう内容については、当然町としても力を注いでまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いや町長、いいこと言いました。そこですよ。ただ今までは地元だ地元だと。解決できない、勾配はきつい、地権者が50人以上いる。ただそれだけで来たったんですよ、今までは。今ここのまですと、町長もやっぱり分かってはいたのだな、ただやらないだけだったのだなというように思います。

これを物にするために、やっぱり次期の総合計画だったり何かに繰り入れて本当にやるのだというその気持ちを表さないと、これはまた延びますよ。どうですか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

まさに検討させていただくという言葉は、議員にとってはやらないということにも匹敵するというようなご発言でありましたけれども、私の場合はやっぱり検討させていただくということは前向きな検討であります。

そういった意味では、ただ、そういった重要路線が、議員もご承知のとおり、大平線のみならず、今回ご質問もいただいております大佐3号線もあります。そういった中では、地元の今回区長さんを含め要望に見えられた方々にも、あそこの用地もやはり自分たちでその辺解決していただかなければならない部分がある。それはなぜかということ、やはりそこで暮らし、そして長い間そこに皆さんで、そしてコミュニティを大事にしながら、そしてそこで生活を今営んでいる。また長い間、長い歴史の中で営んできた方々が、お互いに生活道路を造るときは、やはりそうして寄り添って完成させていただくというのが、また工事させていただくというのが最もベストな方法であるからゆえに、町にこう言われたからこうやるのだ、そうせねば駄目なのだやということではなくですね、やはり地元の人たちの合意形成というのは、特にああした生活道路等々を今後改良していくためには、大変重要なことだというふうに思っております。町で手を抜くために地元だというのではなく、そうした生活道路であるからゆえに、やっぱりそういったコミュニティを大事にしながら、そしてその後、完成後も、その管理等も、管理というのは、例えば周辺の草刈りだったり、掃除だったり、そういった環境整備なんかも、やはり地元で手がけることによってまたさらに愛着が湧いて、そしてそれをせっかく造ったものをみんなで後世に大事に使っていくという、そういう心も生み出す意味では、大変重要なことだというふうに考えますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

ここで暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

---

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

それでは、次に町道大佐3号線のことについてですが、十分にご理解はされているというふうにも受け取りましたので、強くは申しませんが、いずれこの道路にあっても緊急を要する場合にあっては、非常に通行に困難を来すような現状であるということはそのとおりだと思います。用地の協力体制など総合的に検証するということではあります、いずれこの案件についても十分に、検討だけしないで、近い将来、計画をし改良工事を進めてほしいものだというように思います。

次に、防火水槽の関係ですが、これにあってはるる、町内には125基の防火水槽があると、その中で無蓋の防火水槽が45基設置をされているということですが、私がお聞きをしたいのは、7分団の地域内にある防火水槽にへドロあるいは木の葉等々が堆積している。もう本当に近くで見ても、水面、間もなく来ているような状況の中にあるのですが、これは一体全体どうなっているのかということで今回質問したところでありますから、ご回答をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

ただいまご質問ございました7分団内の防火水槽というようなことでございます。いずれ防火水槽につきましては、いずれ初期消火に必要な水量ということで、40トンのまずは水量の貯水が必要であるというようなことで基準とされてございます。いずれ今のお話でございますと、40トン多分ないというような状況でございます。

その中で、その堆積土砂の除去でございますけれども、東日本大震災以降の放射性物質に関わる問題で、今現在放射性物質が含まれている土砂の移動が禁止されている状態でございます。ただ、その近接する土地の方の承諾があれば、その土地を掘削させていただきまして、その中に一定の土のうとか、そういう漏れ出さない、土がですね、他に出ないような状況の措置を施した中で、一時仮置はすることは可能だということでございますので、その貯水能力がなくなっている状況の中であれば、近隣住民の所有者の方の了解を得た中で対応は可能でございますので、いずれ消防団の幹部会等ございますから、その中で今の現状等も分団長さんから把握しながら、

随時対応できる部分については対応していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれその放射能の関係はあると思いますが、今おっしゃったことは分かりますが、それ以前にですね、放射能降って10年ですか。これまで、10年たつ前にちゃんとそういう掃除等々やっていたら何も問題はないのではなかったのかなとは思いますが、いずれにしても、放射能と一緒にヘドロが降ったわけでも何でもありません。管理体制が滞っていたために、このような結果になったのではないかというように思っておりますが、いずれ今お話を聞きますと、その上げたヘドロ等を地権者がお許しを頂ければ、その場所に一旦上げて乾燥させるということまでは大丈夫ですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

いずれ、しゅんせつしますとどうしても水を切った段階で、ある程度、土のう等の袋等に入れた状態でさらに掘削をしまして、それに覆土をするというような措置まで講じなければならないかなというふうには思っておりますけれども、いずれ近接地の土地の承諾があれば、一時仮置は可能だということでございますので、それについては対応可能であるというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

あのですね、一時仮置、いわゆる機械、あるいは何かに泥を上げて、その脇にすぐ置いて、乾燥させると。例えば1か月なり。そうした後にその袋等に入れて、町でのどこかの保管場所に運ぶことはできないかということです。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

今現在での国からの通達は出されてございませんが、特に環境省から出るものだとは思っておりますけれども、いずれ放射性物質を含んだ土砂の移動が今、禁止されている状態でございますので、移動はできないというふうにご理解ください。その場所の所有者さんの了承があれば、その所有者さんの土地の中で仮置というふうな状態に、今現在であればそのような状況までは可能であるというふうなところでございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

地権者は、乾燥するまでは置いてもいいよという話はしています。それ以降は、さっきも言ったように、放射能が降る前に片づけておけばこんなことにはならなかったのだという話はされていますから、そこら辺りはどのようにすればいいのだから。いずれ運搬もできない、その場所に置くしかないという話ですが、分団長さんもおりますから、そこら辺りは十分に相談をする必要があるだろうというように思いますし、多分地権者の方は、1 か月は置かせるよと、ただ、穴掘って埋めるとかというのは、それはいかななものかという話はしていました。

そうしますと、それだからできないという話になると、地権者は、何、そして今まで構わないでおいたのにかかわらず、放射能云々ということは、それは町の勝手な話だという話をしています。それで話がつれると、あの防火水槽は手つかずでまたそのままどんどん堆積してしまって、水たまる量がなくなるということになります。その後どうなるかという、何もなければいいですよ。今の時代はないだろうなんていうことはもう想定できませんから、何かあるというように、やっぱりきちっとそういう危機感というものを持たないと駄目だと思いますが、移動手段がないなんて言っていられないと思うのですが、それはどうですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

移動手段というよりも、方法がないわけではございませんけれども、その今、国の指示によりまして、放射性物質で汚染されている土砂の移動が制限されているというようなことでございます。これが今後状況が変わり次第、対応ができるようになれば、それについてはもちろん役場の公費で予算措置いたしまして、最終的には町有地になろうかと思っておりますけれども、そういう場所まで運べるような状態が参りましたらば、そちらのほうに中間保存するというようなことになろうかと思っております。

最終的な処分については、多分国がどこかにきちんとした処分場を、埋立場所を確保してそちらというようなことも考えられますけれども、当面の間は町がの中で、国のほうの法律に基づいて移動をしていいというような内容の法律が決定いたしましたらば、それについてはその時点で対応はさせていただくというようなことで考えさせていただきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

制限、全く制限、全く駄目だということの意味ですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

今現在は移動は禁止されておりますので、これが環境省からの法律改正があれば、それは可能になるかもしれませんので、その際には対応させていただくというようなことでございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

そういう、いずれ駄目なものは駄目だといえればそれまでなのだけれども、それはやっぱり地権者あるいは、その分団と十分にその辺の話をしながら解決をするように運んでいただきたいということですが。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

いずれ分団長さん等の会合、幹部会議がございますので、その中でそれぞれの各分団からのご意見も聞きながら、いずれまず今の状況の中では、今現在ある無蓋の防火水槽に堆積している土砂の移動は、まずはどの分団であってもできないというような状況でございますので、これが環境省からの指示等によりましてできるような状態になった場合については、それなりの対応はさせていただきますというようなことで、またご理解を頂きながら、今現在、まず初期消火に必要な水量が確保できないような状況であれば、やっぱりその近接する土地の方の了承を頂きながら、一時仮置させていただく方法でご理解いただく方法で対応していただきたいという旨を、さらに周知したいというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

この先ほど答弁いただいたのですが、いずれ1年に、45基設置されている中で、木の葉等々の堆積物があるものに対しては、1年に1か所ぐらいずつ除去をしているという答弁を頂いたわけですが、これらの部分の防火水槽にあっては放射能はなかったのですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

平成27年に町内の放射線量の高かった地区5か所をピックアップいたしまして、その5か所の防火水槽の水と、それから土砂の放射性物質調査をさせていただきます。これにつきましては、一般廃棄物、8,000ベクレル未満の放射性物質量が全てでございましたので、5か所全て、土砂については一般廃棄物というような取扱いになるものであるというようなことでの調査結果が出ているところでございます。いずれ調査させていただきます。それぞれの放射性物質量のデータもさせていただきます。しかし経年変化もさせていただきますので、今現在はさらには下がっているものかというふうには理解しているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

そうすると、今私がお聞きしている部分の防火水槽の何ベクレルだか量っていませんか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

具体的な、字名でいうと字はどこになりますでしょうか。

砂子沢地内の防火水槽については調査はしてございません。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

これだから困るのだよな。調査した結果、やっぱりどうしてもこの値だと掃除も何もできませんよというのなら話は分かるのだけれども、調査もしないのにね、できません運ばれませんというお話はどこから出てくるのですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

先ほど申しあげましたとおり、この5か所につきましては、その町内でも放射線量の高かった地区、いわゆる放射性物質が多分多く降っている箇所でございます。その中の防火水槽を対象にやらせていただいておりますので、いずれ町内全ての防火水槽に、量の大小はあるかと思えますけれども、放射性物質は全て含まれているというようなふうには理解してございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

最後に私を少し落ち着かせてくださいよ、そういうやり方は私はないと思いますよ。いない化け物にたまげているようなものだよ、それでは。少しきちんとき、どうしてもこの値だと掃除できないよというそのものを表してもらって、そうした上で説明してもらわないと、何言っているのですか分かりません。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

いずれ調査対象の場所につきましては、平泉町が重点地域というふうになってございますので、その中の防火水槽の土砂をサンプリングするために、先ほど申しあげましたとおり、5か所の防火水槽からの水と防火用水と土砂のサンプリングをしたということでございますので、それに基づいて土砂の取扱い、いずれ放射性物質の含まれている土砂の移動が禁止されている、これは法律に基づいて禁止されているわけでございますので、今現在の中では、これを取り除いてどこかに移動するというようなことは可能ではございません、できませんので、いずれできるような段階になったところで対応させていただくというようなことを繰り返しているところでございますので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれそういう地権者からの要望があり、またそういう重大な問題を、どこだか訳の分からないような形でできませんとか運ばれませんというようなことは私はないと思う、自治体として。もう少しきちんと前向きに進めてほしいなと思います。

それから、長々私もこんな質問していますが、いずれにしてもですよ、このいろんな道路にしろ何にしろこの課題は、青木町長にしかできないと私は思いますから。なぜかという、やっぱり町長は長いこと議員もなされ、そして町長もなされ、今までの平泉町の様々な課題は十分に承知をしておられるものだろうというように思います。ですから、青木町長でなければできない、必ずや私はそう思っています。それを期待をして私の今回の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（佐藤孝悟君）

これで千葉勝男議員の質問を終わります。

通告7番、高橋拓生議員、登壇、質問願います。

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

通告7番、高橋拓生でございます。

さきの新型コロナウイルスの感染症発生に伴い、国・県・関係機関と連携し、当町におきましても対策本部を設置し、町長、教育委員会をはじめ職員の皆様で注意喚起等の対処策に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

それでは、さきに通告させていただきました3題について質問させていただきます。

大きな1番の自然災害関連の産業振興対策について、町長にお伺いいたします。

国では、令和元年7月16日に中小企業強靱化法が施行され、大規模自然災害における商工業者の事前の備え、事後の早急な復旧について、市町村と商工団体が共同で支援計画の策定を求めています。地域経済を守る視点に立つと、町内商工業者のリスク対策は近々の課題であると考えます。

そこで、（1）当町における大規模自然災害発生時の商工業者への支援について見解をお伺いします。

（2）、観光客が年間200万人来町していますが、大規模自然災害発生時の観光客への対策についてお伺いいたします。

大きな2番のふるさと納税について町長にお伺いいたします。

本3月定例会で議員1期4年を終えますが、平成31年3月定例会一般質問に取り上げましたふるさと納税についての現状、課題について見解をお伺いいたします。

（1）ふるさと納税の今年度の実績、今後の取組についてお伺いいたします。

大きな3番の新たな住宅支援政策について町長にお伺いいたします。

住宅支援事業についても、私は一般質問、産業建設常任委員会での検討、建築業界団体との意見交換、請願審議と、この4年間取り組んできました。そこで、令和2年度、和風建築物普及事業を新規予算化をされておりますが、具体的な事業の内容についてお伺いいたします。

以上の内容について、ご答弁よろしくお願いたします。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

高橋拓生議員からのご質問にお答えをいたします。

「自然災害関連の産業振興対策について」のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「当町における大規模自然災害発生時の商工業者への支援について見解を伺う」のご質問にお答えをいたします。

中小企業強靱化法は、頻発、激甚化する近年の自然災害の発生により、多くの中小企業の事業継続が危険にさらされる状況を踏まえ、国が「事業継続力強化計画」の認定制度を創設し、中小企業の防災・減災対策への取組を促すとともに、早期復旧に図られるよう制定されたものです。

計画の認定を受けた中小企業者に対する支援策としては、税制の優遇や金融支援、自家用発電設備などの導入補助などが定められており、併せて支援する立場としての商工団体による計画策定についても規定がされたところであります。

この商工団体による計画は、支援者側の役割と対応を明確化し、被害時にはいち早い復旧を支援するための指標となるものであり、町内事業者の伴走者である商工会と地域防災対策や商工業施策を担う自治体が、相互の強みを生かした支援体制の構築を図ることが求められて、現在本計画の策定に当たっては、平泉商工会が中心となり、事務を進めているところですが、この計画が中小企業にとって実効性のある内容とするため、企業の置かれている実情を踏まえ、策定作業を進めていきたいと考えているところであります。

次に、「観光客が年間約200万人来町しているが、大規模自然災害発生時の観光客への対策について伺う」のご質問にお答えをいたします。

災害が発生した場合の対応については、平泉町地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することとなっております。対策本部の設置に伴い、災害による実態や被害状況を明らかにするため、災害対策本部会議において、各課の管理職を招集し、それぞれが所管する部署の情報収集を行う一方で、具体の対応について関係機関の協力を得ながら、実際の行動に移していくこととなります。

災害の種類や規模、起こる時期によりその内容は多岐にわたるため、ここでは具体の活動に言及した発言は控えますが、観光客の対応についてもこの一連の流れの中で判断していくこととなります。

また、災害発生に伴い、被害の状況や避難所の設置状況、地域が置かれているライフラインの状況などについては、個々人に対する情報提供が重要になってくることから、本町が整備している防災行政無線を有効に活用するとともに、外国人観光客に対しては、日本政府観光局が整備す



る「セーフティ・インフォメーション・カード」を活用してまいります。このカードは、非常時における外国人旅行者の安全・安心確保を図るため、365日、24時間多言語で対応するコールセンターにつながり、情報提供を行うもので、このカードの配布については役場や各観光案内所で配布を行っております。国内はもとより、多くの外国人観光客を迎える町として、町単独での対策のみならず、関係機関や観光施設、交通機関など、緊急時における対応について情報共有を図りながら、適切な対応を行っていきたいと考えているところです。

次に、「ふるさと納税について」のご質問の、「3月定例会で議員1期4年を終えるが、平成31年3月定例会一般質問で取り上げたふるさと納税について、現状と課題について見解を伺う。また、ふるさと納税の今年度の実績及び今後の取組について伺う」のご質問にお答えをいたします。

まず、ふるさと納税の現状と課題についてであります。寄附件数は、今年度よりポータルサイトから直接寄附ができるよう、寄附環境を充実させたことにより増加しておりますが、金額については、一部の高額寄附者の影響により増加はしたものの、1件当たりの寄附単価は低い状況にあります。また課題としましては、返礼品の品ぞろえの検討が必要と考えております。今年度、19品から28品に追加しましたが、現行の返礼品の価格区分では参加できない町内業者もあり、今後も引き続き検討していきたいと考えております。

次に、今年度の寄附実績であります。2月末時点で51件であり、1,149万円の寄附を頂いている状況であります。昨年度は28件であり、約280万円でしたので、件数、金額共に伸びている状況です。

今後の取組といたしましては、総務省の趣旨に沿いながら、返礼割合を増やし、より町内業者が参加しやすいよう価格区分の見直しを進め、返礼品を充実させながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「新たな住宅支援政策について」のご質問の、「令和2年度に和風建築物普及事業を新規予算化されているが、具体的な事業の内容について見解を伺う」のご質問にお答えをいたします。

平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例、平泉町景観計画などにより、史都にふさわしい親しみと誇りを持てるまちづくりの実現を図るとともに、文化的景観を将来の世代に保存し継承することを目的として、景観形成に取り組んできております。

平泉町景観計画に、和風建築物普及を図るため新築及び建て替え等への助成を検討していくことから、平泉町まちづくりアドバイザーから助言を頂きながら、制度制定に取り組んでまいりました。

事業内容は、和風建築物の普及に寄与すると認められる経費に対して、2分の1以内の額として20万円を限度として補助するものであります。補助対象となる経費は、日本瓦ぶき、付け柱、付け土台、格子、設置等に要する費用になります。

本年度の制度により、施主の経費軽減が図られることから、和風建築への取組意識を向上させるものとなり、平泉の文化的景観が今以上に美しく価値あるものとして受け継がれることを期待

するものであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

それでは、大きな1番の自然災害関連の産業振興対策についての再質問に入らせていただきます。

昨日、同僚議員が新型コロナウイルス感染症の対処策について取り組まれましたが、私は新型コロナウイルスの感染拡大防止による町内商工業者への影響について行っていきたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、各種宴会や行事の中止、送別会や謝恩会をはじめとした宴会の自粛、さらに観光客の激減による町内商工業者の、特に宿泊業、飲食業などのキャンセルが相次ぎ、客足が遠のき大変な事態に陥っております。

こうした中で、商工業者が資金繰りや従業員への対応など厳しい状況になっていますが、経済産業省の昨日の3月5日付の通達では、5,000億規模の予算でセーフティネット保証、資金繰り支援を行うという発表がされました。今後、町としての対策、支援策についてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

新型コロナウイルスに係る本町の影響につきましては、ここ二、三日の状況で、商工会、観光協会、観光商工課のところで、各企業に対する影響等を調査しております。

その状況について少しお話をさせていただきますが、宿泊業につきましては、2月はもともとシーズンオフとなっておりますので、例年宿泊観光者の方も少ないような状況となっております。ただ、ここ数日の状況を見ますと、宿泊のその業者によっても差異はございますが、全般に見て5割から7割減というような状況となっております。

このままの状況で観光シーズンにこのままの状態ですと、大変予約の辺りがキャンセルとなっておりますので、経営が逼迫してくるというような状況のようです。併せて、観光客以外でも各種スポーツ大会などの中止が行われておりますので、それに伴う宿泊業のキャンセルも併せて行われているようです。

次に、土産物品やタクシー業界の皆さんですが、ここでは観光客の激減による売上の大幅な減少が言われておりますし、併せて飲食業につきましては、先ほど議員からもお話がありましたように、宴会等が大変、中止というような、自粛というような背景を受けまして、キャンセルがほとんどというような状況となっております。また、小売業につきましては、小中学校の給食がなくなったことを受けまして、納品がないというような状況になっておりますし、全体的に観光関連業者とか町内の小売業者、それから企業の皆さんについては、幅広く影響が出ているというような状況となっております。

また、製造業につきましても、中国を基本にして物資の調達を行っていたところが、航空便が飛ばなかったり、また中国のところで生産が止まっているような背景も受けまして、物資が少し入ってこないような状況にもなっているというようなことを伺っております。

町では、先ほど議員から経済産業省の取組についてお話しをいただいたところですが、幅広く国のほうでも条件緩和をしながら、資金繰りについての徹底的な支援を行うというようなお話もいただいておりますし、併せて、県のほうでも相談窓口や、それから資金繰りに苦しいところの相談体制の窓口なども設置しておりますので、それらを総合的に調整しながら、情報共有しながら進めていきたいというふうに考えております。併せて、今の段階では政府の見解がまだはっきり出てはおりませんが、先ほど升沢議員のところでもお話をいたしました、創業支援ネットワークというネットワークを作っておりますので、銀行さん、それから信用保証協会さんなども含め、商工会の皆さんとか、そういうところも含めたネットワークを活用して、新型コロナウイルスに係る経済支援のためのネットワーク会議なども開催が必要かにつきまして、今後判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

知り合いの方にお聞きしますと、去年の台風15号、19号の自然災害による貸付を行って乗り切ろうというふうに考えていたみたいですが、今回のコロナウイルス騒ぎということでダブルパンチということですが、10年前にも震災からみんなで立ち上がってきたわけなので、東北の観光は4月中旬頃の桜前線とともに来ますので、それまでに収束していただければなというふうに思いますが、その都度の対応策ということだと思いますが、平泉の世界遺産にふさわしい対応策が必要と思われまして、引き続き、あらゆる災害に負けない対策を進めていただきたいと思います。

続きまして、ふるさと納税についての再質問に入ります。

以前もお話ししましたけれども、岩手県の中で一番の北上市の納税額が10億ということで、民間委託をしている北上コンベンションのきたかみチョイスの登内さんのところに、以前お会いして平泉町との比較をさせていただいた以前の、平成31年3月の定例会で提言をさせていただきました。

1つずついきたいと思いますが、ポータルサイトへの登録は平成30年に登録をさせていただいております。クレジット精算は平成31年3月に整備をして、返礼品目を増やすということは19品目が28品目に、平成29年から随時増やしていただいております。しかし、返戻率を10%から、総務省指導の30%までは範囲なのですが、そこがまだ着手していないということと、前回もお話しさせていただきましたけれども、ホームページのきれいで見やすい農作物の生産者の表記などを提言させていただきましたが、それらはまだ未整備だということです。

町長の答弁にもありましたとおり、昨年度の実績は、取引件数28件、280万円から、2月時点で前年度と比較し51件となり、約1,149万の大幅な伸びを示しています。

近隣の一関市の返礼品目は29点から196点に増やし、返戻率の10%が30%に平成30年に変え、1,200万円から約4,000万と聞いております。また、奥州市では、昨年8月にホームページの改修をし、民間ショップのショッピングサイトのようなきれいなホームページにして、返礼品目を383点に増やし、奥州市総務企画部元気戦略室を設置し、約5から6億に納税額が増えたというふうなお話を聞いております。

ぜひ、答弁でもありましたとおり、総務省の指導範囲の30%にさせていただき、品目を随時増やししながら、以前提言させていただきました北上市と急成長している奥州市に倣い、ホームページの改修などをしていただき、ますますふるさと納税を増やしていただきたいと考えておりますが、そのことについて見解をお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまご指摘いただいた内容につきましては、総務省から平成29年度に出ております、上限を3割というふうな規定がございます。今現在1割でございますので、新年度から要綱を改正させていただきますして、3割の限度内での返礼品で対応させていただきたいというふうに思っておりますし、それにつきまして、品目につきましても今後、いずれ町内特産品というようなことでございますので、様々な、機会をとらえて返礼品の数を増やししながら対応させていただくよう努力したいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

ご答弁ありがとうございます。

今までもいろんな議員も取り上げてきましたけれども、ここまで来たという部分で、もう少しで他の北上、奥州、一関と同等の条件になると思いますので、知名度はあるわけですから期待するところでもあります。想像するに、300万が1,000万になって、1,000万が30%になるので、1億ぐらいはいくのかなと個人的には思いますけれども、1億になれば返戻率30%としますと7,000万が町に入るか、もしくは一関と北上みたいに外部委託するのであれば、15%から20%は手数料でお支払いすると思いますけれども、どちらのタイプでいくかという検討はまだやっていらないと思いますけれども、内部で頑張るのか、外部の業務委託、例えば商工会、観光協会などに委託すれば、そちらのほうも手数料が入るわけですので、両者にとっていいことなのだろうというふうに思いますけれども、その部分についてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

今現在は内部での対応とさせていただきたいと思います。いずれ外部に委託ということも考えて、それなりに、ある機関、機関にはお声がけはさせていただいた経緯がございますけれども、

なかなかですね、そちらの対応も難しいということがありましたことから、担当課で内部での対応とさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

ありがとうございます。奥州市の総務企画部元気戦略室が8月に設置されてというふうに、内部で頑張っていると思いますので、そのような形もいいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、終わりに町長にお伺ひしたいと思いますが、以前もお聞きしたようなことですが、ふるさと納税は納税額増えるだけではなく、町長の施政方針にもあります、平泉特産品の開発、6次産業の支援などの産業振興策としてふるさと納税は捉えて、地域活性化につながると考えられます。当局の頑張りでここまで成果も上がってきていますので、先ほどの答弁でもありましたとおり、3割にしてホームページも整備するということですので、ますますその形が近くなってくると思いますので、その内容につきまして町長にお伺ひしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

いずれそのふるさと納税につきましては、議員からのご指摘もありましたし、当然こういった機会を通じながら、1つは町のそういう産業の振興であったり、また町をアピールしていく、PRしていく、まずはそういうことを目的としている分野だというふうには思っております。

幸い、うちのほうで道の駅も整備させていただきましたし、と同時に、やはり地元のそういった産業も元気づけて、また元気になっていただけるという、またそれをしていくというのが一つの方法だというふうに思います。

そんな中で、本年は高額な納税も頂いた経緯もあります。そういった今まで培ったものをさらに、そういった中では、今まで品目を増やしてきたというのは、一つ一つ歩んでいる方向性だと思います。それが今度実務的ですね、実に結びつくよう努力してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、大きな3番の新たな住宅支援策についての再質問に入ります。

町長の施政方針の住宅・市街地の整備にもありますが、新年度の県補助金の生活再建住宅支援事業は継続し、住宅改修事業は行われると思われませんが、以前の答弁で県の補助終了後、当町の住宅改修事業の予算化を検討していくというお話がありましたけれども、現時点の見解をお聞か

せ願いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

県の補助終了後ということの新たな事業ということでございますけれども、前回12月の議会のほうでも新たな事業について政策的な内容を組み入れた助成制度を考えていきたいということで、必要性も含めて検討してまいりますと回答しているところでございますので、それをもって、今回その政策的な中で、この和風建築普及事業ということをその一つとして今回提案させていただいたところでございます。

これは提案というか、補助金として交付要綱として制定したということは、背景には、景観条例が平泉町ございまして、景観条例のない地区に建てる住宅よりも幾らか、景観条例に合致するためにいろいろデザインとか色とかを変えていただいたりとかしているところがございまして、ほかの地区に建てるよりは若干割高になるのかなという部分もございましたので、ある程度その内容、先ほど町長が申しました内容につきまして補助を出す、日本瓦ぶきとか、付け柱をつけるとか、あと木製格子をつけるとか、そういう部分に関して、経費の2分の1といたしまして20万円を上限として補助を交付するという制度を設けて、幾らかでも景観形成に役立ち、また施主さんのご負担を軽減させたいということで、今回の制度を制定し、令和2年度からの施行といたしますか、したいというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

続きまして、再質問の2つ目にいきたいと思います。

平成30年9月の定例会で私の一般質問で、住宅改修支援事業だけではなく、当町の厳しい景観条例が施行され、新築住宅の費用の高騰にもつながっていることから、新たな補助政策が必要だということを提言させていただきました。

先ほど課長のお話でもありましたとおり、以前はリフォーム7年間補助政策だったわけですし、今が住宅再建の県の補助があるわけですが、新築に対しては、今、課長がおっしゃられたとおり、何の、景観条例に従ったとしても何の補助もなく、知り合いが数人町内から引っ越しているという残念なこともありましたので、今回の和風建築普及事業については歯止めがかかるとわれますけれども、その内容について、ちょっと重なってしまいましたけれども、見解をお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

この補助制度の内容でございまして、まず新築の住宅、または建て替えということでございます。対象となる建物はそういうものでございます。対象者は、現在町内の方とは限ってご

ございませんので、平泉町に住宅を建築される方ということを対象としているものでございます。

そして、補助対象経費の内容といたしまして、まず屋根の部分、主なものは先ほど申し上げたとおり、日本瓦ぶきということ、あとはひさしですね。総2階の建物、一見するとのっぺりとしたような形になりますので、1階と2階の間にひさしを設けていただくような場合が該当になります。あとは外壁といたしましては、下見板張りということで、下半分を板を張ったような感じ、和風に見えるような感じ、あとは少ないとは思いますが、しっくい壁とか、あとは付け柱、付け土台、あとはこれもなかなか少ないとは思いますが、木製建具として板戸とか格子戸に対する費用。あとは、木製格子ということで、これは表側につけるようなものでございますけれども、こちらの部分に要する費用ということでございます。これをつけることによって、和風建築物が一層際立つような形になると。この部分に関する工事費、経費の2分の1補助を上限20万で交付しようというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

ありがとうございます。

以前、町の公共施設というか、未利用地に住宅政策ということもお話しさせていただきましたけれども、この和風建築の新築に対する補助事業は、移住定住策、UIターン化にも礎にもなると考えますけれども、このことについて見解を伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

町内に住宅を新築、建て替えということで、移住される方につきましても、他市町村との差の縮小にも貢献すると思えますし、定住される方にとりましても、同じようなことが言えると思えます。今までは景観条例があるのでその基準に従ってお願いしますというような、もちろんお願いだけだったのですけれども、幾らかでもこうやって補助を出すことによって、協力の要請といたしますか、こちらでもお願いしていきやすくなるということもございますので、個人の施主さんの負担と同時に進めやすくなっていくのではないかなと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

この新しい和風建築物普及事業に関してすごい期待しているものですので、どうぞ引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

終わりになりますが、任期4年間が終わり、最後の議会となりましたが、13回ぐらひの一般質問に取り組ませていただきました。町長はじめ執行機関の職員の方々に大変お世話になりましたありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋拓生議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時09分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

通告8番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

通告8番、阿部圭二です。通告どおりに質問をさせていただきます。よろしく願います。

質問事項4点あります。

1点目、農業の担い手確保について。

農業後継者不足について、その課題と対策についての考えを伺います。

2つ目、補聴器の購入補助について。

この中は3点あります。当町の難聴による身体障害者の実態はどうなっているのか伺います。

2つ目、加齢に伴う難聴による生活への支障をどう捉えているか伺います。3点目、加齢による難聴者への生活をサポートする必要があるのではないか伺います。

質問事項3点目、中尊寺第1駐車場の拡張について。中尊寺第1駐車場の拡張について、9月以降どのような議論がされたのか伺います。

最後の質問事項であります。防災について。これは2点ありまして、大雨時等の自主防災会の役割と各機関との連携は。2点目、防災マップで危険な場所が避難所となっている。避難所の見直しが必要ではないか伺います。

以上、質問事項4点、よろしく願います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、「農業の担い手確保について」のご質問の、「農業後継者不足について、その課題と対策についての考えを伺う」のご質問にお答えをいたします。

ご存じのように、我が国の人口は2008年の約1億2,800万人をピークに人口減少社会に入り、当町においては、1986年の約9,800人をピークに減少を続け、現在は7,500人となっております。農業後継者不足についても人口減の大きな流れの中で、その例外ではなく、当町の農業振興を図るためには、農業の担い手確保が重要と認識しています。



その課題であります。1つは持続可能な農業経営をいかに確立するかということであり、もう一つは、親元就農と併せ、新規就農者をいかに確保するという2点であります。

持続可能な農業経営確立については、当地方は水田農業を主体とした農業経営が中心ですが、全国的に米消費の減少が進む中では、産地交付金など国の制度を活用するほか、園芸作物への転換や畜産との複合経営、あるいは道の駅の活用など、様々な農業経営への転換がその対策として考えられます。そして、認定農業者制度を活用することにより、国・県の支援を受けられ、場合によっては低利資金の融資を受けることもできます。

また、新規就農者の確保については、一関地方農林業振興協議会で設置している新規就農ワンストップ相談窓口で、JAや県など関係機関と連携しながら支援を行っており、国の農業次世代人材投資事業交付金の活用や、町単独事業の平泉町新規就農者支援事業を活用しながら、新規就農者の育成確保及び定住促進に努めているところであります。

次に、「補聴器の購入補助について」のご質問の、「当町の難聴による身体障害者の実態はどうなっているか伺う」のご質問にお答えをいたします。

令和2年2月1日現在の平泉町内における聴覚障害がある方で身体障害者手帳を交付されている方、聴覚障害者は25名いらっしゃいます。

聴覚障害者は、中途失聴者、難聴者、ろうあ者に分かれており、身体障害者福祉法における聴覚障害者の程度等級に応じた福祉サービスを利用することができます。身体障害者手帳の交付によって、補聴器など補装具の助成や、一般電話に接続し音声の代わりに文字等による通信が可能な機器、テレビの文字放送や指定番組の手話同時通訳が受信でき、かつ災害時の聴覚障害者向けの緊急信号を受信する情報受信装置などの日常生活用具の給付を受けることができます。

当町における聴覚障害者に対する過去3年間の助成実績は、補聴器の購入、修理で11件の助成をしております。

次に、「加齢に伴う難聴による生活への支障をどう捉えているか伺う」のご質問にお答えをいたします。

加齢による難聴、いわゆる加齢性難聴により、十分に聞き取れないまま返事をするることによって行き違いが生じたり、会話に参加できず孤立感を感じたり等、コミュニケーション能力が低下することによって、日常的に困難を感じるようになります。最近では難聴と認知症との関連性も指摘されており、難聴を予防することで認知症を回避できる可能性も報告されています。

加齢に伴う身体機能の低下は、聴覚に限らず視覚、嗅覚、味覚、触覚、平衡感覚、運動能力、免疫力など感覚器系の老化が幅広く生じ、日常生活に支障を来すようになります。しかしながら、感覚機能の低下をある程度予防すること、例えば高齢者を対象にした介護予防教室などを通じて、できるだけ高齢者を言語環境下に置き、その機能を高めることによって聴覚の老化を防ぐことが必要であると考えられます。また、糖尿病、高血圧、喫煙、過度な飲酒等も加齢性難聴を悪化させる原因としてあげられていることから、健康寿命の延伸の一環として、高齢者の健康づくりを推進してまいります。

次に、「加齢による難聴者への生活をサポートする必要があるのではないかを伺う」のご質問

にお答えをいたします。

当町の難聴者の生活サポートとして、障害者総合支援法に定める補装具としての補聴器助成と、日常生活用具、情報・意思疎通支援用具の支給があります。どちらも身体障害者手帳を交付されている方が対象となり、障害者手帳の交付を受けられていない高齢者の方を対象とした補聴器購入に係る助成は実施しておりません。加齢性難聴者の聞こえの支援拡充が日常生活の質を向上させることは認識しておりますが、現段階で補聴器購入の助成を行うことは難しいものと考えております。

さきに答弁いたしました、加齢に伴う身体機能の低下は、聴覚に限らず幅広く生じ、日常生活に支障を来すようになります。介護予防や健康寿命の延伸の観点からも、高齢者全般の支援をさらに推進してまいります。

次に、3番になります。「中尊寺第1駐車場の拡張について」のご質問の、「中尊寺第1駐車場の拡張について、9月以降どのような議論がされたのか伺う」のご質問にお答えをします。

定例会9月会議において議員からご質問がありました中尊寺第1駐車場の西側にある土地の利用については、方向性を決定するに当たり、利用者の安全確保や周辺の環境状況などの検討を行う必要があると回答していたところです。これを受け、11月に土地の形状や周辺環境の状況を現地確認するとともに、結果を踏まえ検討を行ったところです。

その後の検討結果ですが、観光客の増加に伴う拡張整備の必要性は感じる一方、既存の駐車場用地との境界の段差が1.6メートルに及び、現状で利用した場合、駐車車両の転落等の危険性があり、安全が確保できないこと。一方、この既存の擁壁の撤去及び整地を行う場合にあっては多額の整備費用が見込まれる一方、仮に撤去を行おうとした場合に、駐車場を東西に貫く地下を通る用悪水路の再整備が必要となる可能性があるなどの課題点が上げられました。また、西側奥の土地が沢地となっており、土地の崩落や土砂崩れの可能性があり、利用者の安全確保が難しいことなどから、駐車場としての利用は行わず、現状を維持する方向で対応することとしたところです。

次に、「防災について」のご質問の、「大雨時等の自主防災会の役割と各機関との連携は」のご質問にお答えをいたします。

自主防災会につきましては、各地域において平常時における防災知識の普及や地域における危険箇所の把握などに取り組んでいただいているところであります。

大雨時等災害時の役割につきましては、テレビや防災行政無線などの情報を基に、危険予想地域の住民に対する呼びかけや地域住民への避難勧告等の伝達等に努め、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の意識の下、各地域での防災活動に取り組んでいただきたいと考えております。

町といたしましても、自主防災組織としての役割を果たされていくよう、学習会の開催など、意識の醸成に努めてまいります。

また、各機関との連携につきましては、国土交通省岩手河川国道事務所や岩手県など、大雨等による災害が懸念される際には、ホットラインとして直接連絡が取れる体制となっており、それ

らを活用しながら連携を密にし、早急な対応を図られるよう努めてまいります。

次に、「防災マップで危険な場所が避難所となっている、避難所の見直しが必要ではないか伺う」のご質問にお答えをいたします。

現在町では、公共施設や各地域の公民館などについて、一部重複する施設もございますが、避難所として10か所、緊急時避難場所として30か所、地域防災計画に位置づけ、防災マップに掲載しております。

議員のご質問にあります、避難所が危険な場所にあるというものについては、こちらも重複する施設もありますが、1か所の避難所と9か所の緊急時避難場所が、水防法の浸水想定区域などに該当する施設と認識しております。

公共施設や各地域の公民館など、町内で避難所等として活用できる施設は限られておりますので、災害時における避難所の設置につきましては、大雨災害や地震災害などそのときの災害の状況に応じて適切な施設について設置、指定していくなど、運用の中で対応していきたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

それでは、通告に従い、再質問のほうをさせていただきます。

まず、農業の担い手確保についてでありますけれども、担い手確保として全国的に有効とされていたものが、地域おこし協力隊という組織があったのでありますけれども、農林振興課によりますと、平泉町では扱えないものだという事柄も伺っておりますが、この制度は2009年から始めたのでありますけれども、都会の若者が過疎地域の振興の力となっているということで、都会の若者が過疎地に住民票を移し、農林水産業への従事、住民の生活支援として、イベントの支援とか定住相談などの活動に従事した場合、3年間で400万が国が負担するというものなのでありますけれども、残念ながら平泉町では当てはまらないということなのですが、もし平泉町でこの地域おこし協力隊のようなものがもし使えたら、平泉町でもかなりの人たちが新しい方々が農業従事者として参加してくれる可能性はあるのか、まずお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

今、地域おこし協力隊のお話ですけれども、当町はこの制度を使う地域にはなっていないと。非常に言ってみれば便利なところということで、過疎地域、隣の一関市さん、奥州市さんのほうではこの制度を使って、何人か既にもう来ております。そして、この地域おこし協力隊は、例えば一関市においては農泊の協議会の事務局などもやっているというふうなこともあったり、あるいは奥州市さんのほうでもやはり地域に入って、活性化の中心になって動いているというふうな事例もございます。

当町においてはそういったことは今までないわけですが、農泊の推進、当町でもグリーンツーリズム推進協議会とかありますが、そういった様々な、NPO等もありますけれども、そういったところに参画しながら、新しい考えでいろんな活動をしていくというふうなことで可能性としては考えられるのかなというふうに思います。

やはり当町の人口、今7,500人ですけれども、人口減少の中で、限られた中で様々ないろんな協議会とか、各地域の組織、その中でもやはりなかなか役員の成り手がいないとか、そういったことも聞こえてくるところでもありますけれども、やはり新しい風が入ってきて、そういった方々にまた別の視点から、農業も含めて地域のことに参画していただくということについては大いに可能性は広がるものだというふうに考えます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

今聞いたとおり、かなり、もし使えるならそういう部分においてはとても有効な手段であるということをお聞きしたわけですが、国の政策として、担い手の育成確保の新規就農者への支援などの措置を農業人材力強化総合支援事業、そういう部分が減少の予算となって、農業次世代人材投資事業も減額という形になって、多分町のほうにも少し来る予算的な部分でも減ってくるものと思います。そして、個別の農家の研修や、町やJAなどの団体等、個別に研修とかやっておられるのですが、その部分の予算というのは何とか確保されたという部分ではあるのですが、かなり農業という形では国はあまり支援してくれないというような形になってきているのだと思います。

そういう部分において、平泉町でなかなか地域おこし隊みたいな予算というのはそうそう出ないのですが、いずれそういう部分の予算化というのは必要なのではないかと。特に隣の市ではやっている以上、平泉町でも、独自の予算として計上していくというのはかなり苦しい部分ではあるのですが、件数を制限したり人材を制限したりしてもいいので、何件でもそういう部分が必要ではないかと思うのですが、そういうことはなかなか今までは考えたことはなかったのでしょうか、お聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

農業次世代人材投資事業交付金という、国の制度ですね、この制度につきましては、準備型というものと経営開始型というものがありまして、当町では1名、トマト農家の方がこの経営開始型というふうなことで、経営開始型のその資金を活用して今トマト栽培、園芸施設栽培を取り組んでいるところです。

また、今、議員がおっしゃいましたけれども、準備型というのは、これは農業を始める前に、50歳未満であれば可能なわけですが、県の、県立農業大学校等の県が認めた研修施設で1年間通って、そういった方で意欲のある農家の場合は、こういった年間最大150万円、これは経

営開始型と同じですけれども、そういった資金を2年間提供を受けるというふうな制度はありません。

ただし、今のところ当町のほうでは、希望する方がまだ具体的に相談も来ていないというふうなことで、これについては、準備型については予算化はしていないと。それから、経営開始型については1名分は予算化はしているというところであります。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

予算化してもなかなか新たな人材というのが生まれにくいというのが多分現状だと思うのです。その中で、私たちが今アンケート調査やっています、その中で一番問題となっているのが健康保険税の問題でありまして、その次に一番多いのが農業問題なのです。平泉町のアンケートでありますけれども。

農業の問題といっても、本当にこれから農業をやっていく人が出てくるのかというような不安というような声はかなり上がっていて、町民自身も本当に不安な中で見ているのだなど。そして、農業自体は、多分日曜日に農業をやっている方とか、自分ちでやっている農業とかという部分ではやっている方も多々あると思うのです。その中で、ちょっとこれは雑誌からだったのですが、農業の担い手は経営規模などで選別し、排除するだけではなく、続けたい人、やりたい人がやっていくべきだと。担い手の確保という点では、そういう部分の人たちがとても重要である。そして、多くの国民の中で、食料供給にとっても不安があるという人は83%に上り、外国のものよりも高くても国産のものがいいという人が93%もいるのです。そういう部分では、もうほとんど自分のところで作った、自分の町で作った野菜などを食べたいという人が相当いるということは確かだと思うのです。そういう部分でも、とても農家というのが必要になってくるという部分だと思うのです。

そんな中で、平泉町、これからの部分なのですけれども、新たな施策としてなのですが、役場で平泉農園のようなものを作っていて、プロの農家が教えて農産物を作り、今まで農業をあまりやったことがないような方が、サラリーマンだった方とか、定年になってやることがないというような方を集めた形で、野菜を、その場所で取れた野菜は道の駅で確保していただくと、そういうような形で育て、これは遊休地や耕作放棄地を利用してやっていただくものになると思うので、そういう部分でもとても有効な手段ではないかと思うのですが、そういう形の農業というのはできないでしょうか。これからの後継者対策という形にもなると思うし、どうでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

今、町民アンケートの中で農業の重要性といいますか、そういった、このままでは農業が立ち行かなくなるというふうな、そういった声が出ているというふうなお話ですけれども、そしてその提案ということで、町の役場でそういった農園を作って、そこで栽培して道の駅にというふう

な、一つの案としては、町営でそういったものを、農業者を育成するために、町で農業研究機関なんかを作ってそこで育成しているというふうな、そういった自治体も確かにあります。

ただ、今2月に地域農業懇談会を開いておりますけれども、多面的組織、あるいは中山間の組織が既にあって、そういった組織の中で様々な取組をやる中で、耕作放棄地を有効に活用して地域の農業を地域で守っていくというふうな、今懇談会を始めたところでありましてけれども、なかなか町として、そういった財源を使って道の駅に供給するというふうな形については、よほど思い切ったことを考えないと、なかなか今の段階では非常に難しいのかなというふうに思っていますし、やはり地域の農業を本当にこの座談会やっていく中で、危機的な状況だというふうなところは再認識しておりますけれども、やはり各地域でもそういった意識が出ておりますので、その中でどういったことができるのかというふうな辺り、そして、道の駅ができて3年になるわけですがけれども、そういった販売先があるわけですので、そこをやはり、当然町も支援はしていきますけれども、ここに住んでいる地域の方々が主体的になって取り組んでいく、そこに町が支援していくというふうな、やはり姿勢が望ましいのではないかとというふうに考えます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

なかなか新たな担い手というのはとても難しい問題だと思うし、すぐには出てこないというのも現状で、今まででもかなりいろいろな手段を用いてきても、あまり担い手が増えてこなかったという部分で、平泉の農協の調べでありますけれども、2年前より60戸減って今950戸ほどになったのですが、面積まではちょっと測れなかったのでありますけれども、農家の販売数というか、全国レベルですけれども、2010年の163万戸から116万戸まで30%減っていると。このままいくと、パーセントでいけば何年もかからないで本当になくなってしまいかもしれないという現状だと。農地に関しては419万ヘクタールから20万ヘクタールも減っていると。耕作放棄地に至っては、埼玉県の面積と同じぐらいあるという、全国の調べではそれぐらいあるということなので、実際、平泉町でもかなりの多分、量になっていると思うのです。

危機的状況であるというのは、確かにイノシシの被害とかそういう部分もあるのですが、農家自身のやる気がなくなっている部分も含めると、相当厳しい状況になると思うのです。そういう時点で、農家を今までやったことのない人が入っていける、今先ほど言ったような、プロの農家を作るような野菜が作れるような状態までできるような形というのを作れるなら、そこから、では私も農業に参入してみようかというような形に入っていける、今までなかなか踏み切れなかった部分の潜在の部分というのでできるのかなと。

いきなり農業やりませんかといって、すぐに農家をやれる方々というのはどれぐらいあるかというのは、農家の人の息子や娘であってもなかなか農業をやってこなかったという現状が多分あるのです。野菜作りそのものを知らない方々が相当いると。私なども含めてですけれども。そういう部分の農業に触れていく部分と、少しみんなが農業をやって自信が持てる部分、そして耕作放棄地をなくしていく部分も含めて、農家の人材も確保できるという部分も含めると、この、名

前はまだそういうふうな形ではないのですが、平泉町農園という形なのでしょうか、そこら辺までは分からないですけれども、5人、10人という方々がそこでプロ並みの野菜を作れるような、何回かの講習を行って、そういう形で次に送り出していけるという部分、幾つかの野菜もやりながら、そういう形で行っていけばいいのかなと、少し未来を語ってしまいましたが、できるだけ次につなげられるような農業ということで、何とか考えていただきたいということを含めて、次の質問にいきたいと思います。

それでは、補聴器についてなのですが、高齢者の生き生きとした活動的な生活に、補聴器は多分欠かせないことだと思うのです。かなりの人が耳が聞こえないという、我が家のおふくろもそうなのですが、かなりの人たちが聞こえない方々、私自身でも3人、4人と知っておりますけれども、聞こえてくればまたどこかに行こうとかという部分も出てくるのかもしれないけれども、なかなか表に出ない方々、ひきこもり状態のお年寄りというのはそういう部分でも増えてきているのではないかと思うのです。

平泉町は助成という、補聴器の購入に助成はしていないと。岩手県では2つの市町村が、大船渡市とあと、2つぐらいあるのですけれども、なかなかそこまでやれていないという部分があるのですけれども、装着しないことによって社会参加の意欲が低下して閉じ籠もりになるというのはとても不幸なことだと思います。そういう中で、補聴器によって社会参加がもっと豊かになって、働いてもらいたいという政府の思いもありますし、もっと老後でも働けという政府の意向もかなりあって、また社会参加が必要だという部分、そういう需要があるということ、働くという部分でもそうですし、表に行くという部分でも、聞こえないところでは何もできないと思うのです。そして、そういう認識というのは平泉町ではあるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

平泉町におきましても、高齢化率が37%以上を占めておりまして、高齢化が進んでいるところでございます。そういう中で、耳が聞こえにくいというような状況があって、地域での様々な行事等に出れない、出にくいというような声は時々お聞きするところでございます。

しかしながら、高齢者の状況によりましては、聴力だけではなくて、やはり先ほど答弁にもございましたけれども、味覚だったり嗅覚だったり、あとはバランス感覚だったりという、そういう全ての機能が低下してくるというような状況もございますので、耳が聞こえにくいというだけで地域になかなか出れないということではなくて、地域で身近なところで様々な介護予防教室も実施しておりますので、そういうところに地域の皆さんで声がけしていただきながら参加をしていただければというふうに考えておりました。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

確かにそういう部分もあるのかもしれないですけれども、補聴器をなかなか購入できないとい

う状況は確かにどこのお年寄りの方でもある可能性はとともあると思うのです。補聴器工業会の調べによると、私の周りでも補聴器を持っている方はほとんどおりませんでしたけれども、調べによると今後40年以上、日本の総人口は減少を続けますけれども、現在3,500万人の高齢人口は依然としてこれを下回ることはありません。2040年に高齢人口はピークを迎えます。難聴者は全人口の11.3%、1割ちょっと強でありますけれども、推計で1,427万人、その中で補聴器をつけている方は14.4%の210万人にすぎないということなのです。10人のうち1人半という形なのですけれども、補聴器の所有率の少ない理由は、第一は価格が高いということなのです。補聴器が高過ぎるということなのですけれども、補聴器を平泉町でも出しているということなのですけれども、補聴器の価格は幾らぐらいなのでしょう、お聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

平泉町のほうで給付しております補聴器につきましては、身体障害者手帳をお持ちの方で聴力障害の方に補装具といたしまして補聴器を給付しているところでございます。

その価格につきましては、補装具として給付いたしますので、自己負担分は原則1割ということになるのですけれども、ただ、世帯の所得に応じて上限額が決まっておりますので、大体平泉町でその身体障害者手帳を交付されている聴覚障害者の方々に補聴器を給付するという場合には、5万8,000円から8万円ほどの給付額ということになってございます。ただ、これは補聴器の価格自体ということではない、補聴器はもう少し価格としては高いものだとは思ってございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

そうですね。大体補聴器は5万円から50万ぐらいまでという形の補聴器が。それで、大体皆さんが買う補聴器というのが12万から15万程度と言われております。安いものから高いものまでであるという現状でありますけれども、なかなか安いほうがいいというわけではなくて、補聴器は精密機械で、専門家の指摘では30万前後でなければ、大体オーダーメイドになりますけれども、その人の聞こえに合った補聴器が購入できないと指摘がされています。以前、病院なんかでお年寄りが耳の辺りで補聴器が鳴っていたというようなことも結構ありましたが、やっぱり高いやつはそういうこともない、それに付随してとてもいい補聴器だと。ただ、とても高いということがこの価格からも分かると思います。

高齢者の年金生活者にとってはとても負担が重くて、低所得者の方々がとても買えるような金額ではなくなっているのかなと思うのであります。障害者手帳を交付されている重度、高度難聴の方々には補助してもらっているのですけれども、重度障害者、高度難聴というのはどういう状態の人なのか説明してもらえますか。

議長（佐藤孝悟君）

穂積保健センター所長。



保健センター所長（穂積千恵子君）

重度・高度難聴者というのがどういうものかというようなご質問だったと思いますけれども、聴力の、難聴の程度を表す単位といたしまして、デシベルを使って表示されたりしておりますけれども、その中で、高度難聴と申します状態は、その平均聴力レベルが70デシベル以上90デシベル未満ということで、非常に大きい声は補聴器を用いても、用いないと会話が聞こえない状態。ですので、かなり大きい声でお話ししても聞き取りにくく、補聴器を使用しないと会話が聞こえない状態だというふうなものが高度難聴とされております。

また、重度難聴につきましては、平均聴力レベルが90デシベル以上となっております、この状態は補聴器をつけても聞き取れない状況のものということになっております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

かなり障害者ということで、聞こえないレベルだということなのですが、私が希望して、補聴器を提供してほしいというのは、もっと軽い中度とか軽度という方々でも補聴器を平泉町では支給するべきではないかということなのです。

世界保健機関では中程度の方々から補聴器をつけることを推奨しているのです。中程度というのは、40センチ以上、ちょっと離れた辺りですか、その辺から聞こえているような形なのですが、ただ、音域によっては結構聞こえたり聞こえなかったりしているのですが、そのままにしているとどんどんひどくなっていくということなのです。軽度だった方が中度になり、高度になっていくという状態だからこそ、補聴器が必要なのだと。軽いうちから補聴器をやればあまりひどくならないうちに、また聞こえるような形になってくるということなのです。

それで、ますますこの高齢者人口からも表れているのですけれども、もっとニーズ的には相当の数が必要になってくるのだと思うのです。それに合わせて、全部の方に一度に出せというわけではないのですが、多少でも軽度や中度の方でも出していけるような体制、それだけではなくて、いろいろ不自由な方々に対して、いろんな器具の部分も先ほど書かれていましたけれども、そういう部分の補助なんかもしていけるような形というのが一番いいことだと思うのです。

最後になりますけれども、これから図書館なり公民館のような施設をこれから造ってくるのですけれども、平泉町でも、ヒアリングループという、最初から地面にアンテナを埋め込んで、補聴器をその部分で貸し出して、耳の不自由な方にはその会場にいるうちは聞こえるような形というようなことを、国では一応推奨して、さらに大きい市町村でないとならば2分の1の補助は受けられないのですけれども、せっかく平泉町がこれから社会教育施設を造るので、ぜひそういう形のを必要なのではないかと思うのですが、そういう形で持っていくというのはなかなか難しいのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今、社会教育施設にそういった軽度な難聴者が、軽度の方が聞こえるような、大きい施設ではそういうのを確保しているところもあると。そういった中では、これから建設する社会教育施設でもそうされたらどうかというご質問でよろしいですか。

ということであれば、今、様々設計をしている段階ではありますけれども、いずれ検討というよりも、むしろそういった部分にはまだ考えは及んでいないということでご了解賜りたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

ぜひ、高齢者人口とともに難聴者の数も相当増えてくると思われるので、できるだけ難聴者の数を減らすに、減らさずに、多くのお年寄りが元気で長生きできることが一番いいことだと、町長もそうだと思いますが、私自身もそう思いますので、ぜひ検討ではなく、そこへ足を踏み入れていただく、かなりの金額になると思うのですが、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、次の質問に移りたいと思います。

中尊寺第1駐車場の問題でありますけれども、これは以前も9月会議で質問しているわけですが、現地を見ていろいろ検討させていただいたことにとっても感謝を申し上げたいと思いますし、現状のままの活用ということで、店の従業員や駐車場勤務員、ガードマンなど関係者の車、約10台、20台少し超えるぐらいでしょうか、の駐車場は多分確保できるものと思っております。空いた部分を有効活用し、収益を上げることもとても、なかなか収益を上げる部分というのは平泉町少ないので、そういう部分でも、中尊寺交差点の渋滞緩和のためにも、そして2区、3区の住民の交通確保のためにも有効手段だと考えられますけれども、ぜひ借上げですね、有効利用していただきたいのですけれども、どう考えておりますか、お聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今空いている土地を有効活用して、そして第1駐車場の収益を上げてはどうかというお話でございますが、町営駐車場はご存じのように料金を頂いて運営をしている施設でございます。併せて、不特定多数の方が多く利用する施設でございますので、一番の条件は安全に安心にということが一番の大事なところでありますし、それは町の責務でもございます。

こういった観点から考えますと、冒頭町長が申し上げたような内容から、シルバー人材センターの利用者の方に十分利用していただくというようなところであっても、もし間違えて転落とか、それが一般客にも車の破損というようなことで及びかねないというような、現場を見て状況も把握いたしましたので、現状のままで運営をさせていただきたいということでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

気持ちはとても分かるのですが、なかなか空き地を利用してという部分ではとてもいい方法だと思いますので、周りに危険ではないような形で柵等ぐらいでも行い、従業員用という形で利用していただければ一番いいかなと思います。ぜひ検討をまたしていただきたいと思います。

それをもって次の質問に移りたいと思います。

防災についてでありますけれども、こないだ、前回の質問で一応、現在の浸水地域の防災マップは国土交通省の遊水地本堤防からの越水に基づくものであり、内水による冠水マップではないということもお聞きしております。1日の総雨量の800ミリから1,000ミリの時代に入ったと、内水マップが必要ではないかと思われるのですが、それについてはどのようにお考えになりますか。お聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

内水に伴う浸水想定区域マップの防災マップというようなことでございますけれども、内水を想定するためのデータ等は独自で収集するのはなかなか困難だというようなこともございまして、今現在ございます浸水区域につきましても、国土交通省さんのシミュレーションに基づく浸水想定でございました。いずれ内水についてはそういう形のもの、データが国なり県などから提供されるような状況があれば、次期、またはその次の見直しの際に検討することは可能かというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

そうですね。ただ、国のほうでもニュースでやっておりましたけれども、内水に関する調査をこれから始めてくるそうなので、そういう部分ではいずれ、平泉町のさらに防災マップに上乘せされたような浸水の部分というのが出てくる可能性はとてもあるのですけれども、出てき次第、ぜひすぐにマップのほうを作っていただきたいと思います。

それからなのですが、昨年台風19号での一関銅谷の水門管理の手違いによって内水浸水の教訓からなのですが、町内の各水門の北上川より逆流を防ぐ場合の手順はどうなっているのか、開閉の指揮系統はどうなっているかというのをお聞きしたいのですが、お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

水門の開閉管理の手順というようなことでございますけれども、平泉町で管理している水門は現在ございませんので、町としての管理マニュアル等は持ち合わせておりませんのでご了承いただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

そうか、そうですか。それでは、内水排水ポンプが常駐していない水門の場合なのですけれども、岩手河川国道事務所所有の排水ポンプ車は7台あると言っているのですけれども、常時どこに管理されてどういう手順で配備されるか、活用されているのかお聞きしたいのですが。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

排水ポンプ車は国土交通省さんの所有ですので、どこにどうか、どういうふうに活用ということはこちらでは把握しておりません。参考にですけれども、震災のときにはこちらから仙台のほうに出向いてとか、いずれ県内だけの運用ではないようでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

そうですか。ありがとうございます。

それでは、ずばりお聞きするのですけれども、2区の桜川排水樋門ですか、常設のポンプが必要だと思いますが、お聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

ちょっと、いろいろなデータ、洪水データとか冠水データを見てみないと、こちらのほうとして今のところ何とも言えないというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

町長からいろいろ話していただいたのですけれども、各地域の防災組織、かなり危険な部分、危険箇所、避難所とか緊急避難場所の危険な部分というのはお聞きしたのですが、こういう部分のことを、例えば防災組織に文書化としてマニュアルで、地震のときにはどこの避難所に行くべきだとか、大雨のときはどちらのほうにここの行政区は行くのだというような形のことを、防災組織にそういうことを明確にしておくべきだと思うのですけれども、それについてはいかに考えますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

避難期間等がまずは長期にわたるような災害の際の指定避難所につきましては、もちろん災害対策本部のほうから指定します。今現在、指定できる場所は10施設あるわけでございますけれども、その中でも、例えば水害時については浸水する想定、浸水想定区域の中にある施設もございますので、その災害災害に応じた形で、その10施設の中から指定させていただくような形で対応させていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

いろいろ、これで終わりにするのですが、確かにそのときの対応というのは分かるのですが、防災組織としては、こういう状況になったらすぐに避難できるのだ、ここにすぐに行くのだというようなことが分かるとしても、防災組織自体の動きが早くなりますし、町民の命を救うという部分でもとても重要なことだと思いますので、ぜひマニュアル化して各防災組織に伝えていただければ一番いいかなと思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時19分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

通告9番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

4番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

通告9番、日本共産党の三枚山光裕でございます。

冒頭、新型コロナウイルスの対応などについてなわけですが、先週、昨日の同僚議員の質問の中でも明らかとなりましたけれども、当初考えていた町の方針を変更せざるを得なかったという、なかなか大変な状況だったと思うのですが、先週、学童の関係者とちょっと話をする機会がありまして、青木町長、岩渕教育長、それから、とりわけ学童でしたので千葉多嘉男課長のお名前が出ましたが、迅速な対応をしたということで非常に喜んでいただいているのか、本当にありがたいという話をされていまして、この問題で先頭に立って本当に全力で頑張っているというところにまず敬意を表したいと思います。

それから、先ほど来の質問でもありましたけれども、やはり私の知人の中でも、商売をやっていて、先月末からお客さんが減ったということもありました。ですから、そうした相談窓口の設

置なども本当は必要なのかもしれませんが、引き続きいろいろご努力をお願いしたいということ  
であります。

さて、通告に従って質問をいたします。私は4つの項目について伺います。

質問の1つは、国民健康保険税の負担軽減についてであります。その1つは、国保税の算定区  
分から資産割を廃止すべきではないかという点についてです。

国保税の課税の仕組みについては、資産割についてですけれども、資産の保有と負担能力が一  
致しない現状があります。そうしたことから、算定区分から資産割を廃止すべきだと思います。  
町の考えを伺います。

2つ目には、子供の均等割についてであります。そもそも所得のない子供に課税をするという  
のはおかしなことだと思います。そうであれば子供の均等割は全額減免すべきものです。町の考  
えを伺います。

3つ目は、県が平泉町に示した令和2年度の算定結果についてです。岩手県が県内の市町村に  
示した令和2年度の被保険者1人当たりの保険税額では、平泉町の増加率が県内で一番多くなっ  
ています。なぜなのか伺います。

大きな2つ目、台風19号に関わる住宅や農地等の被害に対する対応についてであります。

昨年秋の台風19号による町内の住宅や農地などへの被害について、その復旧状況の現状と町の  
対応はどうなっているのか伺います。特に国等の補助が使えない小規模の被害に対応できる町独  
自の補助制度の創設が必要だと思います。考えを伺います。

大きな3つ目の項目、公共交通網の確立についてです。

交通弱者の移動手段についてですけれども、町は平泉町地域公共交通会議を設置し、議論を重  
ねています。議論の到達と今後の見通しについて伺います。

4つ目は、人命第一へ、緊急車両の安全走行についてです。

救急車や消防車などの出動に関わってですけれども、町は緊急車両が入れない道路などの現状  
を把握しているのか。また、幅員の狭い道路などがある場合、その整備等の計画についてどのよ  
うに考えているのか伺います。

以上、答弁を求めます。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

「国民健康保険税の負担軽減について」のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「国民健康保険税の課税の仕組みについて、資産の保有と負担能力が一致しない現  
状があり、算定区分から資産割を廃止すべきではないか。考えを伺う」についてのご質問にお答  
えをいたします。

国民健康保険税の標準基礎課税総額の構成は、50%が応能原則に基づく所得割総額及び資産割  
総額と、残り50%が応益原則に基づく被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額により構成され

ており、市町村の実情に応じた配分で算定できるものとされています。

土地家屋等の固定資産を所有していることは、一般的に担税力を表したものとと言えますが、資産割は所得割の補完的なものとして設けられたもので、世帯意識の強い農村部に適したものとされています。

現在、県内においても資産割をなくす自治体もありますが、資産割をなくしたものは中都市に適したものとされており、県内で資産割を設けていない市町村は盛岡市はじめ奥州市、一関市など12市町村、資産割を設けている市町村は当町はじめ21市町村となっております。

このように、町村部を中心に多くの市町村では資産割を設けていることから、資産割については当面継続してまいります。

次に、「本来所得のない子供への均等割は全額減免すべきだ。町の考えを伺う」についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、国保税の負担割合が大きくなる要因の一つとして、均等割に基づき世帯内の加入者の増加が考えられます。しかしながら、国保税の標準課税総額の構成は、地方税法第703条の4において、所得割総額が100分の40、資産割総額が100分の10、被保険者均等割総額が100分の35、世帯別平等割総額が100分の15と定められており、均等割のみの引下げはできないこととなっております。そのため、国保税の負担軽減につきましては、均等割のみではなく、現行法の制度に基づき、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、「岩手県が平泉町に示した令和2年度算定結果について、令和2年度の被保険者1人当たりの保険税額が県内一の増加率となっている。なぜか伺う」についてのご質問にお答えをいたします。

標準保険料の算定につきましては、岩手県内の保険料収納必要額を市町村ごとの被保険者数と所得水準で案分し、医療給付分、介護納付金分、後期高齢者支援金分それぞれ算定し、市町村に提示されております。

平泉町の被保険者1人当たりの保険税額は令和元年度と比較してみますと、1万8,491円、26%の増となっております。主な理由といたしましては、医療給付分の保険料の所得割率の増と均等割、平等割が増額されたことによります。県内一の増加率となった理由につきましては、県の標準保険税算定基準の見直しに伴い、結果として県内一の増加率となったと思われま。

次に、「台風19号に関わる住宅や農地等の被害への対応についての、今年の台風19号による町内の住宅や農地等への被害について、その復旧状況の現状と町の対応はどうなっているのか伺う。特に国等の補助が使えない小規模の被害に対して対応できる、町独自の補助制度の創設が必要ではないか。考えを伺う」についてのご質問にお答えをいたします。

昨年10月12日から13日にかけての台風19号における住宅への被害はありませんでした。もし自然災害により市町村で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合には、その市町村が対象となる国の被災者生活再建支援制度があります。また、住宅は個人の財産であり、その復旧については火災保険等での対応が一般的です。既存の制度による対応にご理解をお願いをいたします。

農地等への被害については、復旧事業費40万円以上となる補助災害、復旧事業費が13万円以上

40万円未満の小災害とし申請できる被災はありませんでした。また、復旧事業費13万円未満を対象とした県単事業である小規模農地等復旧事業もありますが、当町では該当箇所がなかったことから、交付要綱の制定は行いませんでした。

町独自の補助制度の創設が必要ではないかということですが、既存の制度で十分対応可能と考えておりますので、ご理解をお願いをいたしたいと思っております。

次に、「公共交通網の早期確立について」の、「交通弱者（移動）の願いに応えるため、町は平泉町地域公共交通会議を設置し、議論を重ねてきた。議論の到達と今後の見通しについて伺う」についてのご質問にお答えをいたします。

昨年度から平泉町地域公共交通会議を設置し、地域にとって望ましい公共交通について協議を重ね、地域の実情に即した輸送サービスの早期実現に向け取り組んでいるところであります。

会議では、公共で行う部分と民間で行う部分の再整理、時間をかけてでも、利用状況など詳細な調査を行い、観光も地域も網羅された形のものをつくっていくべきではないかとの意見も出ております。このことから、国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が交通事業者など地域の関係者と連携しつつ、マスタープランとなる地域公共交通網計画の策定に向け事業を進める検討をしておりましたが、今年6月頃に地域公共交通活性化再生法が改正され、計画名が地域公共交通計画に変更され、作成の努力義務化などの見直しが行われる予定であることから、新たな制度に基づき、場合によっては公共交通会議を協議結果の尊重義務のある法定協議会に格上げし、公共交通の見直しについて推進してまいります。

次に、「人命第一へ、緊急車両の安全走行について」の、「救急車や消防車などの出動に関わって、緊急車両が入れない道路などの現状を把握しているのか。また、幅員の狭い道路などがある場合の整備等の計画についての考えを伺う」についてのご質問にお答えをいたします。

緊急車両が入れない道路の現状については、詳細には把握しておりませんが、小型以外の緊急車両の通行が困難な車道、幅員3メートル未満の町道は、平成30年度末で6万331メートルあります。これは町道実延長25万2,419メートルの約24%に当たりますが、階段などの歩行者専用道路等も含まれている数値となっております。路線数では全393路線中の211路線となります。

幅員狭小道路の整備につきましては、幹線道路の整備がほぼ完了に近づくことから、生活道路の整備として利用状況や緊急性、用地の協力体制などを総合的に検証し、財政状況を考慮しながら検討してまいります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

まず、今の答弁ですけれども、大体4つでしょうか。応能益50、50という仕組みの問題ですよ。それから担税力の問題。それから補完的役割、それから農村部を中心に資産割というような話だったと。それで、これどこかで聞いたわけではなかった、見たことがある答弁だと思って、実は2012年、平成24年12月の当時は議会でした、議長は青木幸保さんだったと思うのですけれど



も、大先輩の佐々木雄一議員が実は質問をしまして、ちょうど国保税の引上げをしたときの議会です。ですから、当時阿部正人議員、高橋幸喜議員なども質問をして活発に国保の議論がされた議会だったようでもあります。そのときの答弁、私も見ましたけれども、大体同じような内容だったということで、妙に感心した今日の答弁だったと思うわけです。

そこでですけれども、当時の佐々木雄一議員の質問に対して全く同じ答弁だった。ただ違うところがありました。というのは、当時、この資産割設けていないというところが、当時は7市町村と言った。今は12になったというところと、それから設けているところが当時の26が今21に減ったということでもあります。ですから、流れとしては今、資産割を廃止していくというのが流れだと思ふのです。

そこでですね、まず前もって聞きたいのは、担税力というのは何かということ。愚問だと言われるかもしれませんが。それから補完的役割。これについて答弁を願います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

担税力と、あとは補完的なものということでございますが、担税力というのは、字のごとく税金を納める能力的なものがありますよということでございますし、補完的なものということは、この所得割のほかに、所得割だけではちょっと不足しているので、資産割を補完的に設けて国保税に充てるということです。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

要は、担税力ということ言えば、今おっしゃったとおりに負担する力があるかどうかという話なのですね。

そこで伺いますけれども、それでは資産というのはどういうことなのでしょう。資産割ですよ。端的に資産ってどういうものを言うのかということをお伺いしたい。どういうふうに担当課が認識しているかということでもいいです。

議長（佐藤孝悟君）

荻山税務課長。

税務課長（荻山義浩君）

資産割の基になります数値というのは、固定資産税の税額が基準となっております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

まあ、そのことを聞いたわけではなくて、そのことは私もなかなか勉強足りない中でも知っているつもりでありましたけれども、要は会計用語なのだと思うのです、資産というのは。資産の資というのは、字引を引きますと宝とかお金ということになると思います。産は生み出すというこ

とになりますので、するとお金を生み出すというような意味合いだと思うのです。だからそういうふうには、この場合、例えば何かの建物があった場合、税金かけられる、固定資産税とかかかるわけですが、その建物が結局お金を生み出すかどうかというのが資産というか、いわないかの分かれ道なのだろうと思うわけです。

そこでなのです。質問は、資産割が現状に合っているのか。やっぱり廃止したところは、今の状況を見ると、これが、この場合は国保ですけれども、その税をかける場合の基準として合わないということで廃止しているわけです。

それでですけれども、実は私は千厩町の奥玉というところで生まれました。ちょっと説明が長くなるのですが、父親の代まで専業農家でした。葉たばこを作っていました、千厩で2番、奥玉で1番の面積だった。それから酪農、水稲ももちろんやっていました。複合経営でした。ですから、鉄骨の大きなハウスが2つあって、それから牛舎があって、今もあります。それから作業小屋が3つあって、母屋、離れとあって、そのほかに大きなパイプハウスが、後でトマトもやりましたので、あったということです。このぐらいあるわけです。ところが、私の兄が今家を継いでいまして、農業はやっていません。田んぼも頼んでいます。さっきたばこと言いましたけれども、葉たばこというのはやっぱり収穫をして乾燥するわけですね。それで大きなハウスが必要なのだ。だからハウスがちゃんとあって、いい乾燥具合になっていいたばこになれば高く売れる。そうすると資産というか、お金を生み出すという点では資産としての役割を果たしている。ところが、実際は私の実家は、農業はやっていないわけですから、勤め人ですから、資産というふうには実際は当たらないのだろうというふうに思うのですよ。

つまり、こういうような例というのは町内でも少なからずあるのだろうと思うのですが、その辺はどういうふうに認識しているか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今、議員言ったとおり、収入のないそういった農地を持っている方々も、そういった資産割をかけるのはどうなのかという話でございますが、ただ、先ほども町長のほうからもお話ししたとおり、あくまでも平泉町の場合は農村部でございますので、やはり農家は所得が少ない方が多いということがございますので、所得割にした場合に、やはり全体的な税額をそれらで全て回収できるか、それで全部納めてもらうことができるかということを鑑みますと、やはり補完的にこういった資産割を設けて、安定的な保険税を徴収していただくことがやはり大事だと思いますので、今のところ、当面につきましては資産割を続けてまいりたいと、資産割についても続けてまいりたいと思いますが、ただ、岩手県のほうでは何年先になるか分かりませんが、統一税率を考える場合に、資産割の部分はなくして3方式でやるというお話を聞いておりますので、近い将来そういった形になっていくこともありますので、当面は継続してまいりますとは言ったものの、検討も含めた形で行っていきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

再び佐々木雄一議員の質問への答弁がありまして、佐々木雄一議員の質問だったのですけれども、年金をもらって農地を所有して、それほどの資産価値といいますか、大分落ちてもいると思うのですがという当時質問をして、当時の課長さんの答弁が、本当に資産を持っていて年金生活で大変だということまではこちらには来ていないのでございますけれどもという答弁がありました。

1つは、その当時の佐々木雄一議員はいわゆる年金生活、今もっと深刻というか大変なのだと思うのです、実際。2012年ですから丸7年。8年目ということになりますけれども、という点で、その辺の7年前の認識と今は同じなのかということです。年金生活で大変なのだよということを当時の佐々木議員は言った。それが1つ。認識は同じかと。

それから、当時こちらには来ていないのでございますという、町民はそんなこと言っていないよという、言わばそういう話だと思うのですが、その辺はどうでしょうか伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

7年前の動静と認識は同じかという話でございますが、それほど変わらないかとは思いますが、ただ、若干農家をやる方が少なくなってきた、その辺の収入も、農家での収入が少なくなっているということもありますし、あとは、町民の方からそういった大変だという話を聞いていないかという話でございますが、それは何名かの方からはそのお話はいただいているところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

先ほどいわゆる所得割との関係、お話ありまして、そういった実際に資産としての本当に価値があるのかということからいけば、大分そういった、私これからちょっと質問しますけれども、農業のことでは、後継者はじめ、実際担い手といういない状況ですから、ますますそういった農家の建物なども資産というには、いえないような状況で進んでいるのだろうと思うわけです。それで、そうであれば、やはり所得割のほうが、もちろん誰から取るのかというか、出す人は被保険者ということですから同じといえば同じなのですが、所得割のほうがより現実的なものかなというふうに思うわけです。

それです、いずれやはり流れがそういうわけですから、これは引き続き検討するべきだということで、子供の均等割のことについて伺いたいと思います。

それで、前もいわゆる703条の話は伺いましたが、別にそのことを聞いているわけではないし、理解しているつもりです。法律だといえばそうなのだ。だから私は減免という話をしたわけです。

今、全国的にも2月当たり、今28、全国では市町村、9かな、ぐらいに広がった、宮古の話は

以前もしました。そういう点で、やはり所得が、所得とか収入がない、仕事していないわけですよ、ほとんどは。ほとんどは18歳というところで引けばですけども。そういう点で、そもそも労働ができない子供に課税するののかという問題なのだと思うのですが、この辺はどうでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

子供に対して均等割をかけるのはどう思うかというお話でございますが、子供といいながらも、やはり病院に通って医療費はかかっているものですから、やっぱり基本的には医療費かかっているものですから、ある程度の負担がやっぱり欲しいのかなと思いますし、あと、例えば今、18歳未満のお子さんが95名おりますし、均等割が全体で3万9,000円ですので、合計で370万5,000円、370万5,000円のを、その分例えば減免した場合誰が負担するかというと、最終的には被保険者の方が負担するということになりますので、そういった観点からすると、やっぱり今の法律制度に基づいた形で、均等割は課すべきではないかと考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

そもそものところで、やはり仕事ができない、ILOでも児童労働ということを批判というかしているわけですよ。そういった人たちに課税するというのはそもそもやっぱり原理原則としておかしいのだと思うわけです。そういう点で取り上げましたし、そういう流れも今始まっているというところで、たしか今100人いましたっけか国保税、今何人いますか、子供の課税対象者は。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

95名でございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

というわけで2万ですか、均等割が。ということですので、そんな大きい金額ではないということで、そもそもこれも前に言いましたけれども、ほかの社会保険なんかには子供には保険料を求めていないわけですね。国保特有のということになりますので、これは先進に倣って大いに検討していただきたいという点で、併せて先ほどの資産割との関係です。そんな意見ないよという話、何件かという、7年前はそんな意見ないよという話があったのですが、実は先ほど阿部圭二議員からアンケートという、日本共産党がやっけていまして、私もやっけていまして、長島だけで今50通ぐらいなのです。大したことはないのです。とはいっても世帯の1割近いです。全国であるよく世論調査というのは五、六千万世帯があつて2,000ぐらいでやるわけで相当高いわけです。1割近いわけです。私ども。そういう中で、75%が国保税は高いと。もちろん無回答の人もありま

す。入れてです。という声がありました。私も議会報告に初めて、去年の暮れのやつにメールのアドレスを載せましたら、早速国保のことでお手紙を頂きまして、やっぱり資産割の話でありました。やはり価値、資産、生まない、それに課税するのはどうなのかという話でありました。いずれそういった点では、やはり町ではそんな高いか安いかなんてアンケートも取ったことはないと思いますけれども、やっぱり少なくないというか多くの方々が高いぞと思っているわけです。その中で、どういうふうには私は引き下げよと言ってきたわけですが、子供の分の減免をすとか、あるいは資産割をなくすとか、いろいろ方法はあると思うのです。3,000万か4,000万ぐらいでしたっけ、資産割は。そういったことを大いに検討していただきたいというふうに思うわけです。

そのことと関連して、最後の国保のことで言いますと県の算定結果についてなのです。何でこれかということ、やはり都道府県統一になっていくと、ますます平泉町のようなところはどういう言い方が正しいか分かりませんが、今回126%か一気に県が示した金額が多くなったというわけですが、これって、さっきはただ、たしか率の割合ですよ、県が決めている、なのですが、それは私も分かるのです。所得割が3.何ぼが5.5辺りになったということで、所得割が大きくなったのですよ。その分だろうと、県に聞いたら、多分所得が増えたのでしょねという話をしました。

これ税務課長でしょうか、今平成31年度が終わろうとしています、どうなのですか、その町民の農家、国保世帯でいうと農家とか商業者とかなのですが、その辺の所得の状況というのは今増える見通しなのでしょうか、減る見通しなのでしょうか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

萩山税務課長。

税務課長（萩山義浩君）

平成31年度の所得の状況ということでございますが、今申告を受けている状況ですので何ともお答えしかねるというのが実情でございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

私も今質問してそうだとすぐ思いましたけれども、いずれですね、やっぱりこの都道府県化によって、4人家族のモデル世帯とか、そういった国がこのぐらいに当てはめてやってくださいよというのが来るわけです。そういう中で計算すると、平泉町みたいにあまり、あまりというか、そもそも国保税が高くなったり、それから医療費も、今年度は今度の議会にも3月の補正も出ていますけれども、ちょっと増えるということになりますけれども、そういうことになるのですけれども、いずれそれでもそんなに、そもそも国保税が高くない、医療費がかかっていないとしても、全部まとめると結局こういうふうになっちゃうというのが都道府県化だと思うのですよ。そういう点で、やっぱりこの都道府県化について反対していくと。そして先ほど来言っている引下げについてぜひとも決断をしていただきたいということで、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

都道府県化に反対していつてはどうかというお話ですが、もう既に事業そのものが、制度そのものが始まっておりますので、平泉町として県に対して、この制度はうまくないから反対していきますということではできませんので、今の制度のまま進めていきたいと考えておりますし、あと保険税の税額の減税につきましては、今まででも何回もお話ししておりますが、今後の動向を見据えながら税率の見直しにつきましては検討させていただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

多分この間、国保税については、9月、12月、そして今度補正ということで、さっき言った療養費、給付費もちょっと今度上がっているというふうに、ただ大体、この間、この給付費でいうと5億5,300万から、ここ四、五年は、低いときには4億8,000万ということで今度ちょっと上がるのかなということになります。そういうふうになりますけれども、いろいろ基金も行ったたり来たりして、基金というのは国保の、財調とか、それから今年度も、多分新年度は繰越5,000万ぐらいだったかな、たしか。そんなことになっていると思うのですけれども、いずれ多分それにしても1億幾らぐらい合わせると残るのだろうなというふうに思います。ですからそういう点で、そういったお金今あるということなので、やっぱりとり過ぎたものということでぜひとも引き続き大きく検討もしていただきたいということで、次の質問に移りたいと思っております。

農地の問題ですけれども、補助の仕組みという話が出たけれども、既存の制度で十分だという答弁でしたね。その既存の制度というのはどの部分の制度を言っているのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

小災害につきましては、今、国の制度もちろんありますけれども、復旧事業費が13万未満を対象にした事業ということで、県単事業があります。県単事業の小規模農地等復旧事業というのがありまして、当町でも平成25年の豪雨災害のときにこれを活用しまして、要綱を策定して、この事業によって対応しているというふうなことがあります。今回については、この13万未満の災害がなかったということで、今回は制定していないというところでもありますので、いずれ今、国の補助制度とこの県単事業、これらを活用すれば当面の災害ですね、農地災害については対応できるというふうにご考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

19号の台風で、ちょっと私も最新の資料を持ってこなかったのですが、当初の説明で、農地の

り面崩落など15か所という、ちょっと資料、たしか増えたかどうかちょっと私ありませんけれども、それはその後どうなったのでしょうか。実際最終的に何か所だったのか、みんな復旧したのかどうか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

最終的には17か所ございました。そのほとんどが40万以上というふうなことで、補助対象になるのが、畦畔まで影響のある部分についてが補助対象になりますけれども、この2件の方々については2分の1の自己負担があるというふうなこともありまして、復旧については当面は行わないというふうなことでございました。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

直していないところもありますよね。どうですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

この17か所の中には原野のところもありますし、あと実際に耕作していないところもありますので、今のところ一つ一つについてはまだ確認してございません。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

この先ほど出た13万以下のやつという、小規模農地等災害復旧事業というやつだと思うのですが、これは要綱を作るのはそんな面倒なことではないのですか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

要綱を制定して対応すれば、県の事業を活用しながらできるということでもありますけれども、ただ、平成25年当時の豪雨災害のときは150か所ほどの被災箇所があるうちの100か所ほど農地があったわけです。そうしたことでこういった要綱を制定して対応しておりますけれども、今回は17か所ということで、その17か所のほとんどが補助対象になっていないというふうなことで、個人負担ももちろんあるわけですので、今回については小災害については制定をしていないということがございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

実際私も砂子沢ですけれども、16区です。直していないとか直さないというところなので、だから、例えば対象があっても直さないという人もいるのだと。

ただ、私も耕作をしなくなって2年ということで、結局水田は耕作しないといわゆるあれですね、泥塗りもしなくなるわけですね。そうすると、結局モグラとかネズミとかがやって穴空くのですよ。それで崩落して、下で借りている人がキャベツを作っていて、全部泥だらけになったとかありましたけれども、そういうことになるということなのです。

つまり、こないだ私も自分の農地の未来を考える座談会、地元の公民館でしたので参加させていただきました。新しいこれからの地域の未来、耕作放棄とはなっていないかもしれないけれども、全部どういう今農地の状況とか、それから将来どうするのか、売するのか、貸すのかということの色分けした地図でみんなで話し合うわけです。そして担い手今いない、いろいろ聞くと、息子はいるけれども、担い手がいるようでいないようでやるとは言っていないというような話が出たり、だからなかなか担い手を確保することは大変だと。そうになっていくと、先ほど来のようにやめてしまう農地が増えるということなのだと思うのです。そうすると、確かに直さなくてもいいのだろうと思うのです。ただ、やはり一たび雨なんかいっぱい降った場合には、そこからどんどん下まで流れていくということであれば、その田んぼののり面が崩落したにとどまらない状況になってきます。国土保全という立場から。それから、やはり先ほどの農地の事業は一関は60か所、19号台風で使ったそうです。今後どういうふうな自然災害が大きくなったときに対応できる準備はしておくことが大事だと思うのですよ。そういう点でも、検討しておくべきだというふうに思うわけですがいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

確かにのり面の崩壊ということにつきましては、今後また同じような豪雨等が、やはりこの異常気象ですので、多発するということは想定できるというふうに思っております。畦畔まで行っていないというふうなことで個人ではありますけれども、この17か所の地域を見ますと、ほとんどが中山間の組織にも該当しておりますので、そういった組織の中での対応も可能だというふうなことにもなっております。したがって、それぞれの組織の中で、用排水に関わる部分については、過去にも事例はあります。同じ組織の一員の個人ののり面というふうなことで、なかなか難しい面もあろうかとは思いますが、のり面はきちんと当然修復しておくのが望ましいということでもあります。

ただ、なかなか自己負担ということもありますし、あとは補助対象、今回の場合は起債の対象にもちょっとなるくらいのが数が足りなかったというふうなこともあって、そうした中で、やっぱり地域の中で、あるいは個々の農家の判断ということにもなると思いますが、町としてはどうか、理想としてはやはりきちんとのり面は修復するというのは当然のことだというふうに思っております。ただ、やはりそれぞれ個々の農家の実情等があると思いますので、その辺についてはなかなか厳しいものがあるのだなというふうに思っております。



なお、多面的あるいは中山間ということで、当町には1億ほどの交付金の支払いをしているわけですが、やはり国も今こうした後継者、担い手が不足していることによる耕作放棄地増というのは、このままではいけないというふうなことでこういう制度が継続しているというふうになっているというふうに思いますので、できるだけそういったことのないような形を今後考えていかなければならないのではないかとというふうに認識しております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

いずれ担い手の話、さっき前段、同僚議員も言いましたけれども、本当にこないだの農業の懇談会、なかなか先が見通しもあれもつかないわけですよ。白く塗った分というのは、その農地の所有者がどうしたいかというのをまだ表明していないというのは白く塗っている地図なんです大きな地図で。ああいうのも結構あって、だから担当課は本当に大変なのだなと思いながら私も聞いていたわけですが、ただ、今、自給率が37%ぐらいでしょうか食料は。やっぱりそういう中で、今この新型コロナウイルスでまた野菜が高いとかいろんな話もあって、やはり食料ですから、国産でというのが非常に大事だし、自給率37%というのを考えれば、やっぱりそこに農業の未来というか展望もあるのだと思うのですよ。自動車やテレビは食べませんから。そういう点で、いずれなかなかこの懇談会もこれから先まだあるわけです。いずれやはり何と言っても基幹産業ですから、いろんな仕組みで応援するということを引き続き検討していただきたいということで、次の質問にいきたいと思いますが、公共交通であります。

それで、まず1つは、いろいろ議論で議会にも説明がありました。そのいろんな、坂道が多いとか、いろんな細かく町内のいろんな道路、集落ごとに細かく入るという立場で検討は進んでいるのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

地域公共交通会議におきまして、各地区の特性をもっと細かく調べるべきだということで、当課のほうで調べております。ただ、全ての道路を網羅するという形には恐らくはならないのかなというふうには思っております。ある程度のブロックブロックで、その中でも車が全て行ける、最後の質問のほうにもありますけれども、全ての道路がある程度の大きさの車が入れるわけではございませんので、ある程度の集約した形でやっていくべきではないかということで、今、今年度中にもう一度開きながら、新年度の中で検討していきたいと思っておりますので、その中のデータとして今収集しておるといところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

いろいろバス会社との話し合いとか、いろんな合意を得るプロセスというのはなかなか大変なの

だなどは思いましたけれども、いずれにせよ、うちのほうだったら、私の場合は県道なので今、週2回とか来ているわけですがけれども、俄坂のほうとか、下平、館岡というのか、あの辺のところとか、そういったところは大きい道路ですので、ぜひともそういった路線ができるようにということと、もう一つ、いつになったら実現するのかという話。いろいろ、結局私、4年前の最初の議員になって最初の質問がデマンドでした。300万でできるよと、舞川でやっているような、そんな話でしたけれども、その前に、たしか前任の小松代智議員が12年前だという話を言ったような気がします。だから少なくとも16年経過しているわけですよ。

それで、隣の一関は、これはもう20年以上の前、なの花バスをつくって、これなくなるのですよ、今度、その間、舞川ではデマンド、それから旧町村部分でも、地域によってはデマンドとか、あと直営のバス。旧一関は今度直営ということだったと思いました。だから、やっぱり長い間にもういろんな仕組みを一関は試しているわけです。ところが平泉はずっと議論しているということでは、やはりいつになったらできるのかということが、やっぱり交通弱者にとっては、私以外の同僚議員もいっぱい質問していますけれども、その辺はどうかという、その見通し伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議論は尽くして今やっておるところですが、非常に議員ご指摘のとおり、難しい問題を含んでおるといことはそのとおりかと思えます。

一関市の場合は合併したこともありまして、平泉町ぐらいの大きさの町村が8つくっつかっているということですので、様々な方法がいろいろ検討されたものと思えます。当町としましても、今回の総合計画見直しに当たりまして、様々なところで地域懇談会でご意見を頂きましたし、アンケート等もいただいております。それらを総括しながら進めていきたいというふうに思っております。

ただ、先ほど町長も申し上げましたが、国のほうとしましても、急激に進む少子化、高齢化に対しまして、先ほど申し上げたとおり、国でも法律を今度6月に変えると。ここでまた、今まで国のほうでうたっておりました、まちづくりと連携した地域公共交通のネットワークの形成の促進というもののプラス、今度の法律改正では、地域における輸送資源の総動員というものを合致させて、民間も含めて地域の方々も含めて、総合的な交通網を形成すべきだと。これが持続可能なものになっていくのだということであっております。

当町としましても、そこの動きも鑑みながら、一度変えると毎年変えるというわけにはいきません、民間の方々を引き連れていくわけですので。ですので、よりよい形でいきたいと思っております。ただ、議員ご指摘のとおり、いつまでも時間をかけているわけにはいかないというのはそのとおりですので、丁寧な説明をしながら、一番早い形でできるような形をつくってきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれ、ちょっと重ねてなのですからけれども、一関はもうずっとやって、いろんな形態を考えてきたわけです。ところが、平泉では別に、やっぱりどこかで決断というのは必要だということで、それで、6月を待ってまたその議論がまた二重三重に重なって延びることのないように、いろいろ努力をお願いしたいということでもあります。

最後に、緊急車両についてでありますけれども、今緊急車両といますか、例えばここは救急車、それから消防自動車という、分署ですか、そういった関係での連携というか、そういうのってあるのでしょうか、道路事情の情報の交換というか、その辺はあるのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

消防署との連携は、向こうから道路台帳等資料を求められれば提出いたしますが、特に連携しているということはありません。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

私も本部とかいろいろお聞きしましたけれども、今救急車両はシステム搭載していて、全部行ける行けないというの分かるのだそうです。新たに分かれば情報を入力するというので、そういうふうに行っているそうです。

ですから、例えばそれが今システムの仕組み上なのでしょうけれども、では例えば紙ベースに、それをベースにデータ化してというまではちょっと無理ですと言われました。ただ、そのときに、やはりもともと質問はそうなのですからけれども、211路線約24%という数字はちゃんとつかんでいるわけで、あの道路は入れる入れないというのは当然分かっているわけです。だから情報共有というのも大事だと思うのですが、そういう点で分かるころがあれば、やはり先ほども何人かのお話で、財政の事情もあると思うのですよ。ただ、計画的にそういうのを解消していくということが、緊急時に本当に命をどうなるかという問題でありますから、その辺を図っていただきたいなということですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

緊急時の安全走行ということですからけれども、特に気をつけなくてはいけないと思っていることは、幅員については改良にはちょっと時間を要しますけれども、現状の幅員、幅が広くて通れると言っているところでも、日常管理をやっておかないと、危険な状態にならないということですか、そういう状態に、良好な状態に保つということが一番重要だと思っております。あとは改良等につきましては、先ほど来、答弁にもございましたように、いろんな状況を見ながら随時進めていくというような対応にしていきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれ救急車両、大体もうあれなのでしょうけれども、大型化しているのですよね、今。だからそういう点で、ますます狭いところはいれないということも一方であるというふうにお聞きしました。それで、提案というか、やはりお金の関係で言えば、なかなか道路改良、それから舗装というのはかかるというのは、何人かの質問のときにも答弁いただいたところですけども、去年の1区森下線でしたっけか、いわゆる簡易舗装、1区の区長がいろいろ要望、議員の懇談会でも出されまして、実現できたことを大変喜んでいうふうに聞きましたけれども、という点では、そういった例えば方法なども含めて、やはり緊急時でも車両が走りやすいような工夫というのもできるのではないかなということで、ぜひともそういったところも適宜、住民のその地域の人との話合いも大事でしょうから、前は部材がないとかいろんな理由でずっと先延ばしになったようですけども、その辺ではどうでしょうか、機動的にやれるのでしょうか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

舗装切削材を使った簡易的な舗装のことだと思いますけれども、そちらのほうにつきましては、主に高速道路からの切削材が発生した場合は対応できるものでございまして、その材料もちょっと1年ほど経過すると徐々にもう固くなってきて、なかなか使えなくなってきて一般の碎石と同じような状態になってくるという状況もございまして、その辺につきましては、切削材の利用につきましては、材料の出方によってまた検討していきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

ちょうど5分ぐらい残っていましたが、いずれ今日も4つのことで質問をしました。なかなか課題はたくさんで、本当にあれもこれもという点では、町当局もそれは大変なのだろうと思えますけれども、いずれこれらの提起を受け止めていただいて、何とか実現の方向で頑張っていただきたいというふうに思います。

最後なのですけれども、私もおかげさまで1期4年間何とか務めさせていただきましたし、当局の皆さんにも誠実な答弁を頂いたというふうに思っています。本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。私も来月改選期となりますので、とりわけ私の地域は大激戦なので、再びここに戻ってこられるか分かりませんが、遺言めいた話なのですが、私もいわゆる憲法25条ですよね、誰もがちゃんと生活できるということと、それは憲法には国がそのために責任を果たすのだよというふうに書いてあるわけです。文化的な最低限の生活をということ。だからそういう点で私はやってきたつもりであります。法律あるいは条例とかいろいろあって、その下にやれ

ばなかなか実現することも実現できないという、実現したくてもできないというところはあるわけですが。ただ、憲法25条に沿って、ぜひともその立場で、これからもやってきたと思うのですが、とりわけこの3月で退任される職員の方もいると思いますけれども、引き続き平泉町の発展のためにも力を尽くしていただきたいということを申し上げて私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

---

議長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全部終了しました。

なお、次の本会議は3月16日午前10時から行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時17分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長      高 橋 拓 生

署名議員              佐 々 木 一 治

同                      升 沢 博 子